

宇都宮大学データサイエンス経営学部データサイエンス経営学科 設置の趣旨等を記載した書類（資料）

目次

【資料 1】新学位プログラム「データサイエンス経営学部」の設置	2
【資料 2】中期目標の達成状況報告書（令和 2 年 6 月）抜粋	3
【資料 3】共同研究実績	7
【資料 4】業種別企業等求人件数及び本学就職者数まとめ	8
【資料 5】宇都宮大学「データサイエンス経営学部データサイエンス経営学科」（仮称） 設置に関するニーズ調査結果報告書【企業対象調査】	9
【資料 6】就職先集計（教員を除く、都道府県別）	38
【資料 7】宇都宮大学の学びのカタチ 宇大スタンダード	39
【資料 8】育成する人材像と 3 ポリシーの関連性	41
【資料 9】文理融合型数理・データサイエンス教育プログラム（基礎コース）	42
【資料 10】副専攻プログラム「データサイエンス×経営」	43
【資料 11】全学的な数理・データサイエンス教育プログラムとランク制度	45
【資料 12】カリキュラムマップ	46
【資料 13】履修モデル（データサイエンス学系）	47
【資料 14】履修モデル（経営学系）	48
【資料 15】既修得単位の読替表	49
【資料 16】第 3 年次編入学履修モデル（データサイエンス学系）	51
【資料 17】第 3 年次編入学履修モデル（経営学系）	52
【資料 18】国立大学法人宇都宮大学職員就業規則	53
【資料 19】時間割表	64
【資料 20】国立大学法人宇都宮大学学術院規程	66
【資料 21】宇都宮大学学部長等選考規程	67
【資料 22】宇都宮大学教授会規程	68
【資料 23】国立大学法人宇都宮大学戦略企画本部規程	72
【資料 24】教員選考の流れ	74
【資料 25】国立大学法人宇都宮大学事務組織規程	76
【資料 26】宇都宮大学学務委員会規程	88
【資料 27】国立大学法人宇都宮大学評価規程	91
【資料 28】宇都宮大学就職・キャリア支援センター規程	93
【資料 29】宇都宮大学就職・キャリア支援委員会規程	94



新学位プログラム「データサイエンス経営学部」の設置

～社会の課題解決に資する新たな知を創出し、地域の経済・産業を支える新学位プログラム～

大学を取り巻く社会変化

- ◆ デジタル化の急速な進展により**データ**の持つ価値が向上し、またグローバル化によって地理的境界が薄れる中、社会は知識集約型社会へと加速的に変革しつつある。
- ◆ 地方国立大学は、様々な**社会課題の解決**に資する新たな知の創出と社会を牽引する**人材育成**を担う存在として、社会の活力を維持し、更なる発展を遂げるための駆動力を発揮することが期待されている。また、**知の拠点**としてその地域の発展をリードし、地域経済・産業を支える役割がこれまで以上に求められている。

宇都宮大学の現状と地域のニーズ

- ◆ 宇都宮大学には、栃木県内の高校生の進学分野として大きなシェアを占める商学・**経営学**・経済学分野の教育組織がなく、若者のニーズ、またこの分野の人材を求める地元産業界のニーズに応えられていない。
- ◆ Society5.0社会の到来を目の前にして、**データサイエンス**の素養を持つ人材への需要が高まっている今、文理融合・分野複眼の教育研究体制を築いてきた本学の新たな挑戦として、時代に即した**新学位プログラム**を設置し、地域社会からの期待に応えたい。

データサイエンスの素養を持ち、基礎的経営学をベースに実践的な知識を身に付けた、課題解決や意思決定、価値創出に繋げる能力を有するデータサイエンス及び経営学の専門家を新たに育成するために、宇都宮大学は知の拠点として新学位プログラム「データサイエンス経営学部」を設置する。

カリキュラム

基盤教育科目

教養科目、外国語科目等

必修科目/学系必修科目/選択科目

〈総合・社会実装科目〉
社会実装基礎演習/応用演習、データサイエンス・経営学の数理、ビジネス・データサイエンスなど

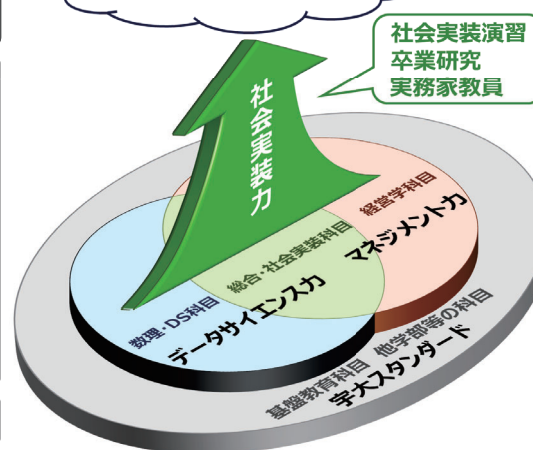
〈数理・データサイエンス科目〉
プログラミング演習、確率・統計、AI・機械学習論、数値解析、時系列解析、確率過程論など

〈経営学科目〉
経営学概論、経営管理論、会計学概論、ミクロ経済学、経営戦略論、企業論など

他学部等のDS/経営学科目

Society 5.0

課題解決 意思決定 価値創出



育成する人材像

企業や行政等の組織において、**経営学的視点**から現在及び将来の課題を見つけ出し、それらの本質を読み解くとともに、各企業や組織の強みを活かしながら、それぞれの状況に適した**柔軟なマネジメント**ができる人材

従来の縦割りの学問体系で対応できないような多様化・複雑化した課題をデータを基にして**科学的に分析し解決**することができる人材

組織の中で**データサイエンス及び経営学の複眼的視野**を持って他者と協働作業するとともに、諸課題を解決するための知識と技術を、課題解決、意思決定、及び新しい価値の創出に繋げることによって**社会に実装**することができる人材

想定される職業・進路

DS学系

データサイエンティスト
データエンジニア、クオンツ
システムエンジニア
プログラマー
データアナリスト、研究職
生産設備制御・監視者
公務員
大学院など

経営学系

営業・企画管理者、
公認会計士
税理士、起業家
経営コンサルタント
経営アナリスト
金融・保険専門職
マーケター、公務員
大学院など

アドミッション・ポリシー

【知識・技能】

高等学校の様々な教科・科目の学習を通して、文理の基礎知識をバランスよく身に付けてきた人

【思考力・判断力・表現力】

- ・ 物事を論理的に考えることができる人
- ・ 多様な人々・組織と協働して、これからの世界や日本、地域社会の創造（創生）に貢献するために、自分の考えを表現し他者に伝えることができる人

【主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度】

- ・ 情報システムを活かした企業経営や起業に意欲がある人
- ・ 企業、組織活動、組織経営について数理的に分析することに関心がある人
- ・ データ分析、プログラミング、情報ネットワーク等に関心がある人

カリキュラム・ポリシー

- ・ 「基盤教育科目」と「専門教育科目」の2種類の授業科目を体系的に編成する。
- ・ 専門教育科目として「数理・データサイエンス科目」、「経営学科目」、「総合・社会実装科目」を配置する。
- ・ 「データサイエンス力」は、「数理・データサイエンス科目」の履修を通じて養成され、「マネジメント力」は、「経営学科目」の履修を通じて養成される。
- ・ 「社会実装力」は、「数理・データサイエンス科目」「経営学科目」により身に付ける知識・技術を基盤として、「総合・社会実装科目」の履修を通じて養成される。
- ・ 「宇大スタンダード」に定める汎用的能力は、「基盤教育科目」の履修を通じて養成され、「総合・社会実装科目」の履修により更に高められる。

ディプロマ・ポリシー

本学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、新学部では、「宇大スタンダード」に定める汎用的能力（学修力、情報活用能力、論理的思考力、表現力、協働能力、課題解決力）と、以下のような専門分野に関する3つの力を身に付けた学生に「**学士（経営情報学）**」の学位を授与する。

- ・ **データサイエンス力**：科学的に根拠に基づく課題発見・解決を行うために、数学、統計学、情報学の知識や機械学習・AIを使いこなし、データから価値のある情報を抽出し分析する力
- ・ **マネジメント力**：企業や行政などの課題発見・解決のために、組織における様々なメカニズムを理解し、マネジメント視点から課題とその解決策を見つけ出す力
- ・ **社会実装力**：データサイエンスと経営学の知識と技術を、課題解決や意思決定、価値創出に活用することによって社会に実装する力

○実施状況（中期計画 1－1－1－2）

(A) 2016 年度に「まちづくりを支える専門職業人を育成する」ことをコンセプトとして新設した地域デザイン科学部では、文理融合による学部コア科目で 3 年次必修科目である地域フィールドの課題解決型演習「地域プロジェクト演習」を 2018 年度から開講し、2018 年度は 11 自治体において 28 テーマ、2019 年度は 14 自治体において 28 テーマで実施した。

また、この他にも地域メディア演習、地域コミュニケーション演習、地域デザイン訪問、ワークショップ演習などの実践的な科目を多数開講している。

- ・別添資料 1-1-1-2-a:地域プロジェクト演習概要
- ・別添資料 1-1-1-2-b:平成 30 年度地域プロジェクト演習グループ一覧
- ・別添資料 1-1-1-2-c:平成 31 年度地域プロジェクト演習グループ一覧

○小項目の達成に向けて得られた実績（中期計画 1－1－1－2）

2019 年度の「地域プロジェクト演習」受講後のアンケート調査において、専門的知識・技術・能力が身に付いたかについての設問に対し 76%の学生が肯定的な回答をしている。また、受入団体（パートナー）に対する同様のアンケートにおいても肯定的な回答が 77%となっている。さらに、2019 年度第 1 期卒業生に対する同様の設問においても 91%が肯定的な回答をしていることから、教育の成果は十分に現れている。

第 1 期生の就職率は 100%を達成するとともに、就職先については公務員、金融業、建設業、設計事務所などであり、中でも公務員は全就職者の 38%（うち地方公務員 32%）を占めている。

このことから、地域の新しい複合的な課題を解決し、地域の持続的な発展を支える人材の育成に寄与している。

- ・別添資料 1-1-1-2-d:地域プロジェクト演習による効果測定調査(2019 学生用)
- ・別添資料 1-1-1-2-e:地域プロジェクト演習による効果測定調査(2019 地域用)
- ・別添資料 1-1-1-2-f:平成 31 年度地域デザイン科学部卒業時アンケート
- ・別添資料 1-1-1-2-g:地域デザイン科学部 就職状況(2019 年度)
- ・別添資料 1-1-1-2-h:地域デザイン科学部関連記事

○2020、2021 年度の実施予定（中期計画 1－1－1－2）

(A) 引き続き地域プロジェクト演習を開講し、優良な成果をアーカイブ化するなど教材の充実を図る。また地域のパートナーを順次拡充し、学生が様々なテーマにチャレンジできるような環境を整備する。

《中期計画 1－1－1－3に係る状況》

中期計画の内容	地域イノベーションを支える専門職業人（理系）を育成する
---------	-----------------------------

	ために、フィールド実学教育・実践的ものづくり教育の実績を生かして教育プログラムの充実を図り、地元でのインターンシップを積極的に推進して高度な実践的専門性を養う。【指標：地元インターンシップ実施者 約 230 名】
実施状況(実施予定を含む)の判定	☐ 中期計画を実施し、優れた実績を上げている。 ☒ 中期計画を実施している。 ☐ 中期計画を十分に実施しているとはいえない。

○実施状況（中期計画 1－1－1－3）

(A) 各学部において授業科目として開講するインターンシップでは、専門職業人として身に付けるべき実践を学んでいる。

農学部のインターンシップでは、農業試験場等の研究機関、農協や農家など実際の現場における体験を通じて、大学内での学修が如何に大切であるかを強く認識するようになり、職場体験後の学習意欲向上や研究に対する姿勢の向上に繋がっている。

参加者数

単位：人

区分	年度		
	2017年度	2018年度	2019年度
学部学生	136	127	107
大学院学生	5	1	0
合計	141	128	107

出典：キャリア教育・就職支援センター調べ

受入企業数

単位：社

区分	年度		
	2017年度	2018年度	2019年度
栃木県内	31	24	23
栃木県外	39	44	47
海外	3	2	4
合計	73	70	74

出典：キャリア教育・就職支援センター調べ

工学部ものづくり創成工学センターインターンシップは、より実務的な内容となっており、参加者アンケートにおける満足度の高さから教育効果が現れている。

また、これまで工学系の学科・専攻の学生のみが参加していたが、2019 年度の新大学院「地域創生科学研究科」の設置により、多くの分野融合の学位プログラムが開設されたことから、大学院学生においては、工学系以外の学生も参加するようになり、参加者数、受入企業数も増加して充実が図られた。

ものづくり創生工学センターインターンシップアンケート（実習での満足度）

設問	2017年度 N=26			2018年度 N=35			2019年度 N=39		
	回答数	回答率1	回答率2	回答数	回答率1	回答率2	回答数	回答率1	回答率2
大いに満足	16	62%	100%	11	31%	86%	10	26%	82%
満足	10	38%		19	54%		22	56%	
普通	0	0%	0%	5	14%	14%	5	13%	13%
不満	0	0%		0	0%	0%	0	0%	0%
大いに不満	0	0%		0	0%		0	0%	

参加者数

単位：人

区分	年度		
	2017年度	2018年度	2019年度
学部学生	16	16	14
大学院学生	16	22	30
合計	32	38	44

受入企業数

単位：社

区分	年度		
	2017年度	2018年度	2019年度
栃木県内	8	13	11
栃木県外	14	19	42
海外	2	2	2
合計	24	34	55

出典) ものづくり創生工学センターインターンシップ実施報告書より戦略・評価室作成 (以上3表)

- (B) キャリア教育・就職支援センターにおける公募型のインターンシップは、職場体験型、課題発見・解決型、国際の3つのカテゴリーがある。このうち課題発見・解決型インターンシップは、学生がチームとなって、受入先の企業・業界への理解を深めた上で課題を分析し、その課題の解決・改善に向けた具体的な提案を行う PBL (Project/Problem Based Learning) 型で、高度な実践的素養を身に付けるプログラム内容となっている。受入先は全て地元企業等であり、各年度の参加状況は下表のとおりである。

インターンシップ参加実績 (2014～2019)

単位：人

種別	2014	2015	2016	2017	2018	2019
職場体験型 インターンシップ	241	219	230	274	428	443
課題発見・解決型 インターンシップ	14	7	20	25	10	11
国際 インターンシップ	15	19	13	24	27	12
計	270	245	263	323	465	466

出典：キャリア教育・就職支援センター調べ

本インターンシップの参加者による事前事後の自己評価及び受入企業等の学生に対する事前事後の評価は、大部分の項目で向上しており教育の効果が現れている。

また、インターンシップ全体においては上表のとおり参加者が漸増しており、2019年度は過去最高の466名が参加した。このうち地元でのインターンシップ実施者は280名となり、目標の230名を大きく上回っている。

- ・別添資料 1-1-1-3-a: 課題発見・解決型インターンシップ自己評価、受入先評価

○小項目の達成に向けて得られた実績 (中期計画 1-1-1-3)

理系の専門職業人育成を目的とするものづくり創成工学センターインターンシップでは、分野融合型の新大学院設置に伴って、これまでの工学系の学生に加え、農学や国際学系の学生が参加できるようプログラムの充実を図っている。

公募型インターンシップについては、実践的専門力を養う PBL 型の課題発見・解決型インターンシップを実施し参加者には教育効果が現れており、地域課題を解決し持続的な発展を支える人材育成に繋がっている。また、地元インターンシップ参加者も 2019 年度実績で目標の 230 名を上回る 280 名が参加しており、地元での実践的素養を身に付ける体制が整っている。

○2020、2021 年度の実施予定（中期計画 1－1－1－3）

- (A) インターンシップが学生の学習意欲や研究に対する姿勢の向上につながっていることから、学生に対し積極的な情報提供を行い、インターンシップへの参加を奨励していく。
- (B) 課題発見・解決型インターンシップのさらなる教育的効果を高めるため、幅広い学部・学年の学生が参加できるようプログラムの充実を目指す。

《中期計画 1－1－1－4 に係る状況》

中期計画の内容	国内外の様々な地域のグローバル化に関する課題解決に貢献するために、多様性の理解力、グローバルな視点からの分析力、多文化共生のためのコミュニケーション能力、外国語スキルを強化する。【指標：副専攻のグローバル人材育成プログラムとグローバルリーダー育成プログラムの受講生を 200 名に増大させる。】
実施状況（実施予定を含む）の判定	☒ 中期計画を実施し、優れた実績を上げている。 ☐ 中期計画を実施している。 ☐ 中期計画を十分に実施しているとはいえない。

○実施状況（中期計画 1－1－1－4）

- (A) 国際化の進展に伴う産業界や地域社会等のニーズに対応し、国際的なフィールドでの実践力を養成するために、学部学生を対象とした「グローバル人材育成プログラム」と大学院学生を対象とした「グローバルリーダー育成プログラム」の 2 つの副専攻プログラムを開発した。これらの受講生は、目標の 200 名に対し 2019 年度末現在で 560 名（2019 年度新規登録 156 名）と大幅に目標を上回っている。

・別添資料 1-1-1-4-a: Learning+1 の履修について（履修案内抜粋）

設置等の趣旨【資料3】

共同研究実績

相手先区分	R3（2021）年度		R2（2020）年度		R1（2019）年度		H30（2018）年度		H29（2017）年度		5年間合計	
	受入件数 （件）	受入額 （千円）	受入件数 （件）	受入額 （千円）	受入件数 （件）	受入額 （千円）	受入件数 （件）	受入額 （千円）	受入件数 （件）	受入額 （千円）	受入件数 （件）	受入額 （千円）
大企業	75	102,118	71	81,435	81	142,586	74	121,027	74	95,639	375	440,762
うち同一県内企業	12	17,972	12	8,840	12	21,107	9	8,066	10	15,742	55	53,767
中小企業	67	69,398	75	64,390	63	56,538	64	32,455	55	22,376	324	175,826
うち同一県内企業	29	18,992	29	7,131	32	14,948	39	9,960	30	8,413	159	40,481
外資系企業			2	1,800	1	16,456					3	18,256
合計	142	171,516	148	147,625	145	215,580	138	153,482	129	118,015	702	634,844
うち同一県内企業	41	36,964	41	15,971	44	36,055	48	18,026	40	24,155	214	94,248
同一県内企業割合	28.87%	21.55%	27.70%	10.82%	30.34%	16.72%	34.78%	11.74%	31.01%	20.47%	30.48%	14.85%

出典：「産学連携等実施状況調査」調査票【様式2】共同研究受入実績（1）国内民間企業との共同研究

設置等の趣旨【資料4】

業種別企業等求人件数及び本学就職者数まとめ(H29年度～R3年度卒)

	A	B	C	D	E	G	H	I	J	K	L	M		
	製造業 (メーカー)・ その他	情報(IT・情 報処理、通 信・マスコミ)	サービス	商社	流通	医療 ・福祉施設 (保育)	官公庁・団体	金融	運輸・ 倉庫	教育 機関	エネルギー	専門・ 技術サービス 業	合計	平均求人 倍率
2022(R4)年3月卒向け企業等求人件数(件)	10,907	4,837	3,769	2,112	1,012	3,882	1,172	467	569	1,284	139	100	30,250	52.61
実際の就職者数(R3年度卒)(人)	115	53	60	21	30	17	120	12	6	116	1	24	575	
2021(R3)年3月卒向け企業等求人件数(件)	7,019	3,231	2,398	1,539	747	2,273	800	370	453	766	122	73	19,791	34.78
実際の就職者数(R2年度卒)(人)	99	58	56	29	23	10	117	13	10	122	2	30	569	
2020(R2)年3月卒向け企業等求人件数(件)	6,213	2,939	2,291	1,470	816	1,750	648	348	426	485	106	65	17,557	29.56
実際の就職者数(R1年度卒)(人)	110	71	45	19	14	13	143	20	18	98	7	36	594	
2019(H31)年3月卒向け企業等求人件数(件)	5,560	3,489	2,504	1,444	712	1,502	614	308	375	423	98	63	17,092	28.11
実際の就職者数(H30年度卒)(人)	158	60	40	19	26	10	130	22	14	101	6	22	608	
2018(H30)年3月卒向け企業等求人件数(件)	1,403	1,038	793	426	217	650	205	65	119	224	23	32	12,676	21.13
実際の就職者数(H29年度卒)(人)	145	43	49	19	25	12	124	36	19	95	8	25	600	

宇都宮大学
「データサイエンス経営学部
データサイエンス経営学科」(仮称)
設置に関するニーズ調査
結果報告書
【企業対象調査】

令和5年1月
株式会社 進研アド

企業対象 調査概要

1. 調査目的

2024年4月開設予定の宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」新設構想に関して、企業・団体等(以下、「企業」とする。)の採用ニーズを把握する。

2. 調査概要

企業対象調査		
調査対象		企業の採用担当者
調査エリア		岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県
調査方法		郵送調査
調査対象数	依頼数	509企業
	回収数(回収率)	180企業(35.4%)
調査時期		2022年10月11日(火)～2022年11月18日(金)
調査実施機関		株式会社 進研アド

3. 調査項目

企業対象調査
・ 人事採用への関与度 ・ 本部所在地 ・ 業種 ・ 従業員数 ・ 正規社員・職員の平均採用人数 ・ 本年度の採用予定数 ・ 採用したい学問分野 ・ データサイエンス修得者の人材の必要性 ・ 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」の特色に対する魅力度 ・ 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」の社会的必要性 ・ 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」卒業生に対する採用意向 ・ 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」卒業生の毎年の採用想定人数

企業対象 調査結果まとめ



企業対象 調査結果まとめ

回答企業(回答者)の属性

※本調査は、宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」に対する人材需要を確認するための調査として設計。宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」の卒業生就職先として想定される企業の人事関連業務に携わっている人を対象に調査を実施し、180企業から回答を得た。

- 回答者の人事採用への関与度を聞いたところ、「採用の決裁権があり、選考にかかわっている」人は22.8%、「採用の決裁権はないが、選考にかかわっている」人が61.7%と、採用や選考にかかわる人事担当者からの意見を聴取できていると考えられる。
- 回答企業の本部所在地は、宇都宮大学の所在地である「栃木県」が75.6%を占め、最も多い。次いで「茨城県」「東京都」が8.9%である。
- 回答企業の業種としては「製造業」が20.6%で最も多い。次いで「卸売業、小売業」が15.0%、「建設業」が12.2%である。
- 回答企業の従業員数(正規社員・職員)は、「100名～499名」が44.4%で最も多い。次いで「50名～99名」が14.4%、「50名未満」が13.9%である。

企業対象 調査結果まとめ

回答企業の採用状況(過去3か年)／本年度の採用予定数／ 採用したい学問分野／データサイエンス修得者の人材の必要性

- 回答企業の平均的な正規社員・職員の採用人数は、「1名～4名」が28.9%で最も多い。次いで「5名～9名」が21.7%、「10名～19名」が18.9%である。毎年、正規社員・職員を採用している企業がほとんどである。
- 回答企業の本年度の採用予定数は、「昨年度並み」が61.1%で最も多い。次いで「増やす」が27.2%である。「未定」も一定数あるものの、回答企業の多くで昨年と同等かそれ以上の採用が予定されている様子である。
- 回答企業の採用したい学問分野を複数回答で聴取したところ、「工学」が40.0%で最も高い。次いで「学んだ学問分野にはこだわらない」が38.3%、「経済学・商学」が30.0%と続く。「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」の学びに関連のある「データサイエンス」は29.4%、「経営学」は26.7%である。
- データサイエンス修得者の人材の必要性についての評価は、「必要である」が27.8%、「今後必要になる」が60.0%と、多くの企業から必要な人材であると評価されていることがうかがえる。

企業対象 調査結果まとめ

宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」の特色に対する魅力度

- 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」の学部共通の特色に対する魅力度(※)は、3項目すべて8割を超える。

学部共通の特色のうち最も魅力度が高いのは、「C. マネジメント力 (Management skills)、データサイエンス力 (Data Science skills)、社会実装力 (Implementation skills) の3つの力を有する経営人材を育成します。」(94.4%)である。

次に魅力度が高いのは、「B. データサイエンスの素養を持ち、基礎的経営学をベースに実践的な知識を身に付けた、課題解決や価値創出に繋げる能力を有するデータサイエンス及び経営学の専門家を育成します。」(92.8%)、さらに「A. 経営学、データサイエンス及び地元企業等での実践科目を配した学位プログラムとし、文理複眼人材を育成します。」(89.4%)と続く。

- データサイエンス学系の特色は、「D. 経営学の基礎知識を修得した上で、データサイエンスの専門性を深めることにより、データ科学に立脚した企業経営・組織運営の改善提案や意思決定ができる高度IT人材を育成します。」で、魅力度は92.2%である。
- 経営学系の特色は、「E. データサイエンスの基礎技術を身に付けた上で、経営学の専門性を深めることにより、理論・技術と地域産業等における課題とを結びつけた提案・実装ができる、企業・公共人材を育成します。」で、魅力度は88.9%である。

※魅力度＝「とても魅力を感じる」「ある程度魅力を感じる」と回答した企業の合計値

企業対象 調査結果まとめ

宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 データサイエンス学系」の社会的必要性

- 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 データサイエンス学系」の社会的必要性についての評価は、96.1% (180企業中、**173企業**) が「必要だと思う」と回答しており、多くの企業からこれからの社会にとって必要な学部学科学系であると評価されていることがうかがえる。

宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 データサイエンス学系」卒業生に対する採用意向・毎年の採用想定人数

- 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 データサイエンス学系」卒業生を「採用したいと思う」と答えた企業は、82.8% (180企業中、**149企業**) である。
- 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 データサイエンス学系」の卒業生を「採用したいと思う」と答えた149企業へ宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 データサイエンス学系」卒業生の採用を毎年何名程度想定しているか聞いたところ、採用想定人数の合計は**252名**で、予定している入学定員数55名を4倍以上上回っている。このことから、安定した人材需要があることがうかがえる。

<属性別>

◇本部所在地別

- 宇都宮大学の所在地である「栃木県」に本部がある企業からの採用意向は、83.1% (136企業中、**113企業**)。採用想定人数の合計は**179人**で、予定している入学定員数を3倍以上上回っている。

企業対象 調査結果まとめ

◇本年度の採用予定数別

- 本年度の採用を「増やす」予定の企業からの採用意向は、81.6% (49企業中、**40企業**)。採用想定人数の合計は**89人**で、予定している入学定員数を上回っている。本年度の採用が「昨年度並み」予定の企業からの採用意向は、88.2% (110企業中、**97企業**)。採用想定人数の合計は**143人**で、予定している入学定員数を2倍以上上回っている。

◇採用したい学問分野別

- 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」の学びと関連する「データサイエンス」を学んだ学生を採用したいと回答した企業からの採用意向は100.0% (53企業中、**53企業**)。採用想定人数の合計は**91人**で、予定している入学定員数を上回っている。「経営学」を学んだ学生を採用したいと回答した企業からの採用意向は97.9% (48企業中、**47企業**)。採用想定人数の合計は**72人**で、予定している入学定員数を上回っている。

◇データサイエンス修得者の人材の必要性別

- データサイエンス修得者の人材が「必要である」と回答した企業からの採用意向は96.0% (50企業中、**48企業**)。採用想定人数の合計は**118人**で、予定している入学定員数を2倍以上上回っている。データサイエンス修得者の人材が「今後必要になる」と回答した企業からの採用意向は88.0% (108企業中、**95企業**)。採用想定人数の合計は**123人**で、予定している入学定員数を2倍以上上回っている。

◇宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」の特色に対する魅力度別

- 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」の特色に魅力を感じている企業の採用意向は、いずれの特色でも8割を超えている。採用想定人数も230人以上と、予定している入学定員数を4倍以上上回っている。

企業対象 調査結果まとめ

◇社会的必要性別【必要だと思う】

- 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 データサイエンス学系」が社会的に「必要だと思う」と回答した企業からの採用意向は85.5%（173企業中、**148企業**）。採用想定人数の合計は**251人**で、予定している入学定員数を4倍以上上回っている。

企業対象 調査結果まとめ

宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 経営学系」の社会的必要性

- ・宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 経営学系」の社会的必要性についての評価は、96.1% (180企業中、**173企業**) が「必要だと思う」と回答しており、多くの企業からこれからの社会にとって必要な学部学科学系であると評価されていることがうかがえる。

宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 経営学系」卒業生に対する採用意向・毎年の採用想定人数

- ・宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 経営学系」卒業生を「採用したいと思う」と答えた企業は、83.9% (180企業中、**151企業**) である。
- ・宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 経営学系」の卒業生を「採用したいと思う」と答えた151企業へ宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 経営学系」卒業生の採用を毎年何名程度想定しているか聞いたところ、採用想定人数の合計は**254名**で、予定している入学定員数55名を4倍以上上回っている。このことから、安定した人材需要があることがうかがえる。

<属性別>

◇本部所在地別

- ・宇都宮大学の所在地である「栃木県」に本部がある企業からの採用意向は、86.0% (136企業中、**117企業**)。採用想定人数の合計は**180人**で、予定している入学定員数を3倍以上上回っている。

企業対象 調査結果まとめ

◇本年度の採用予定数別

- 本年度の採用を「増やす」予定の企業からの採用意向は、83.7% (49企業中、**41企業**)。採用想定人数の合計は**89人**で、予定している入学定員数を上回っている。本年度の採用が「昨年度並み」予定の企業からの採用意向は、90.0% (110企業中、**99企業**)。採用想定人数の合計は**146人**で、予定している入学定員数を2倍以上上回っている。

◇採用したい学問分野別

- 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」の学びと関連する「データサイエンス」を学んだ学生を採用したいと回答した企業からの採用意向は98.1% (53企業中、**52企業**)。採用想定人数の合計は**82人**で、予定している入学定員数を上回っている。「経営学」を学んだ学生を採用したいと回答した企業からの採用意向は97.9% (48企業中、**47企業**)。採用想定人数の合計は**76人**で、予定している入学定員数を上回っている。

◇データサイエンス修得者の人材の必要性別

- データサイエンス修得者の人材が「必要である」と回答した企業からの採用意向は94.0% (50企業中、**47企業**)。採用想定人数の合計は**110人**で、予定している入学定員数を2倍上回っている。データサイエンス修得者の人材が「今後必要になる」と回答した企業からの採用意向は90.7% (108企業中、**98企業**)。採用想定人数の合計は**135人**で、予定している入学定員数を2倍以上上回っている。

◇宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」の特色に対する魅力度別

- 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」の特色に魅力を感じている企業の採用意向は、いずれの特色でも8割を超えている。採用想定人数も230人以上と、予定している入学定員数を4倍以上上回っている。

企業対象 調査結果まとめ

◇社会的必要性別【必要だと思う】

- 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 経営学系」が社会的に「必要だと思う」と回答した企業からの採用意向は86.7%（173企業中、**150企業**）。採用想定人数の合計は**251人**で、予定している入学定員数を4倍以上上回っている。

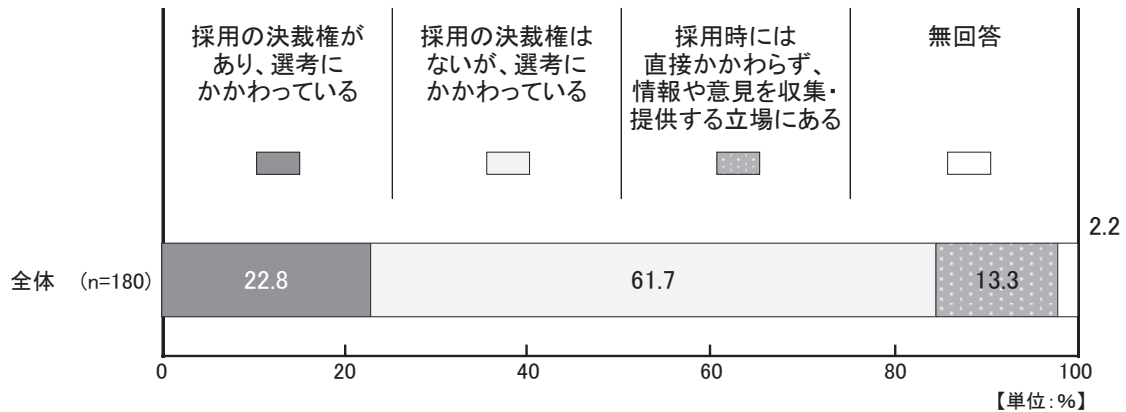
企業対象 調査結果



回答企業(回答者)の属性(人事採用への関与度／本部所在地)

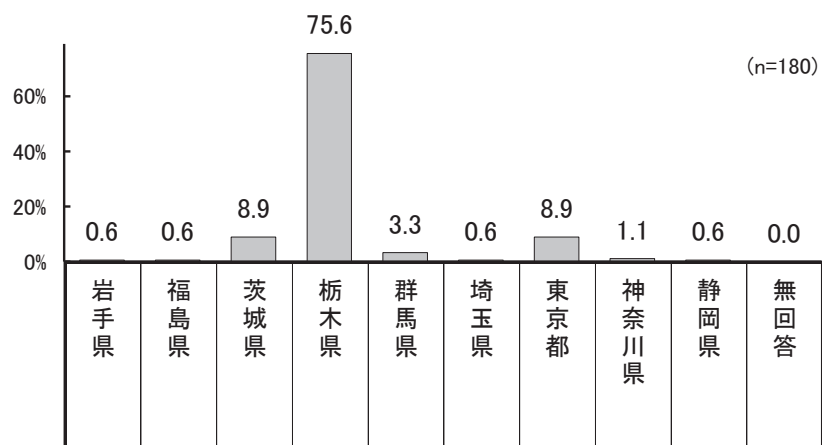
■人事採用への関与度

Q1. アンケートにお答えいただいている方の、人事採用への関与度をお教えてください。(あてはまる番号1つに○)



■本部所在地

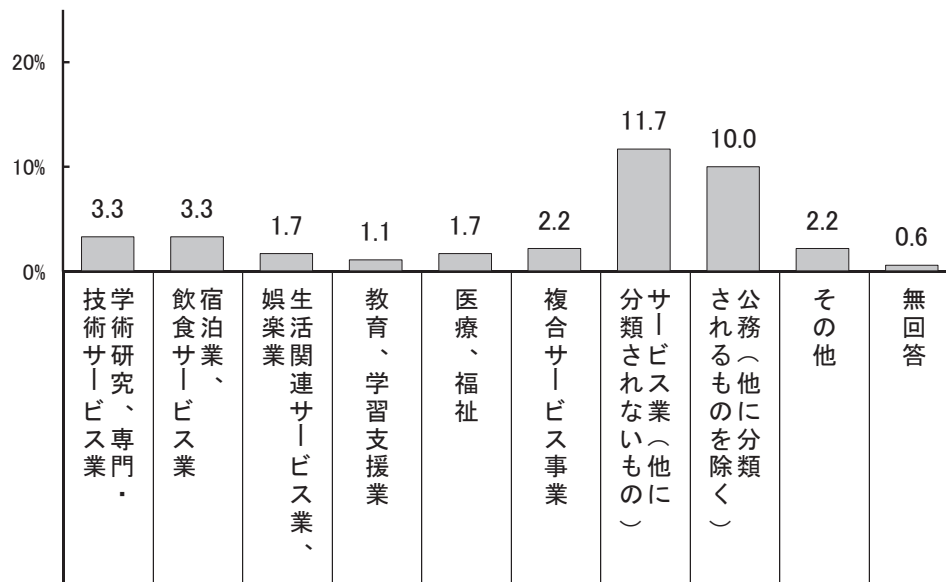
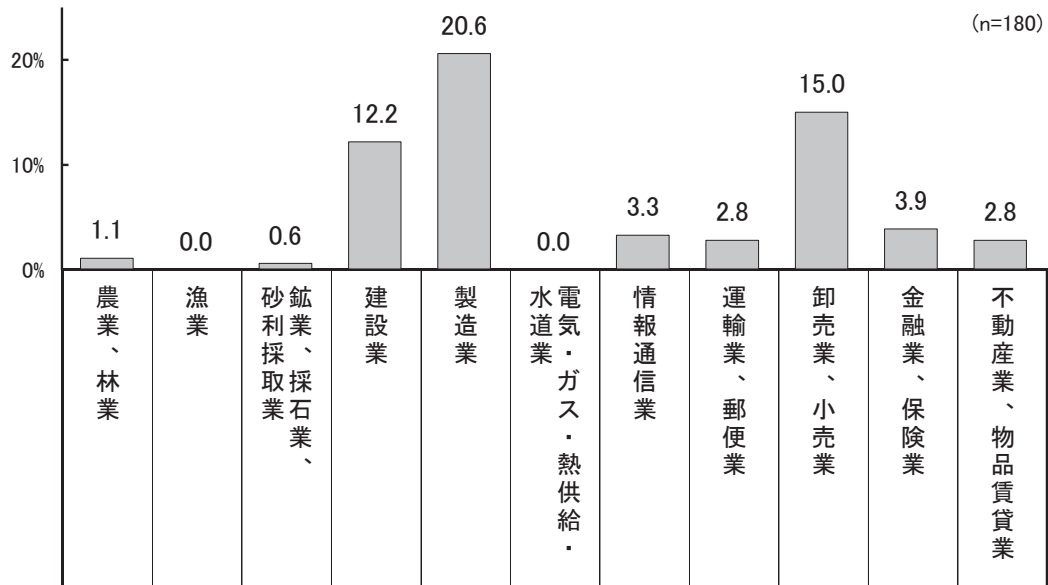
Q2. 貴社・貴団体の本部所在地について、都道府県名をお教えてください。



回答企業(回答者)の属性(業種)

■業種

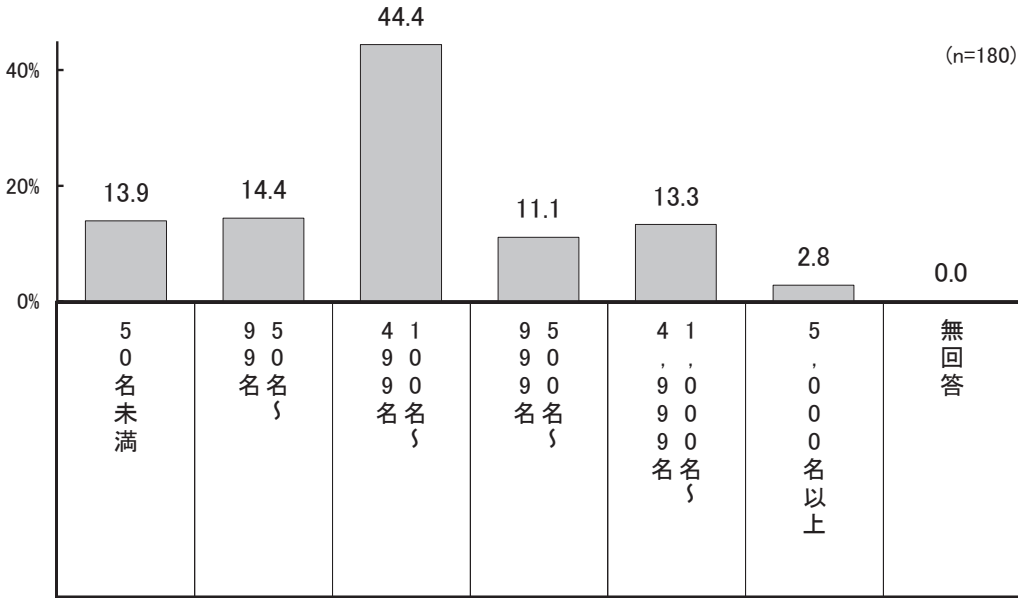
Q3. 貴社・貴団体の業種について、ご回答ください。(あてはまる番号1つに○)
 なお、業種の分類は、総務省「日本標準産業分類」によるものです。



回答企業(回答者)の属性(従業員数)

■従業員数

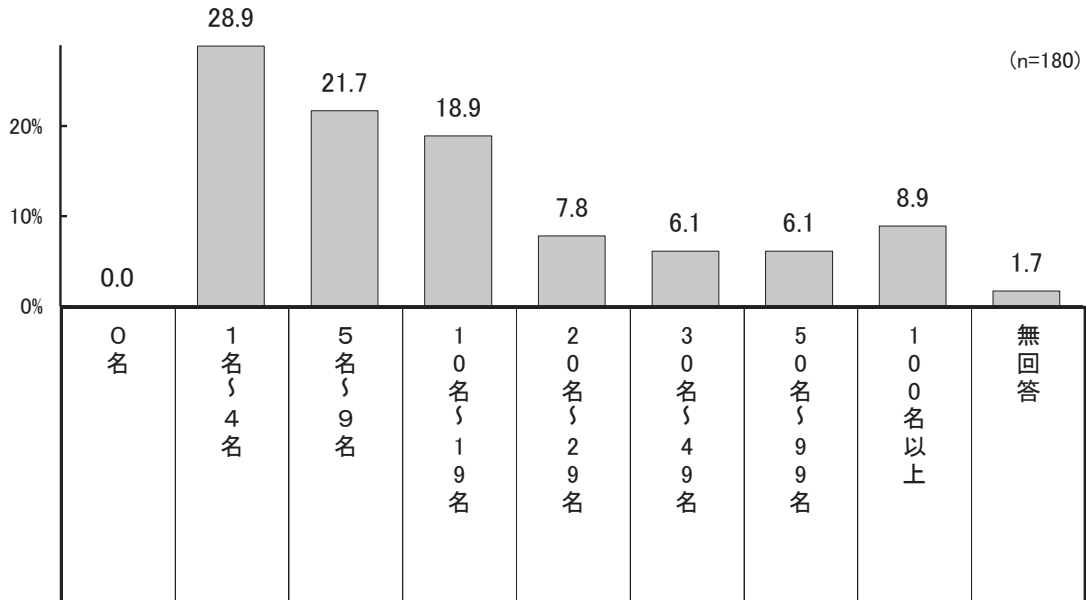
Q4. 貴社・貴団体の従業員数(正規社員・職員)について、ご回答ください。(あてはまる番号1つに○)



正規社員・職員の平均採用人数／本年度の採用予定数

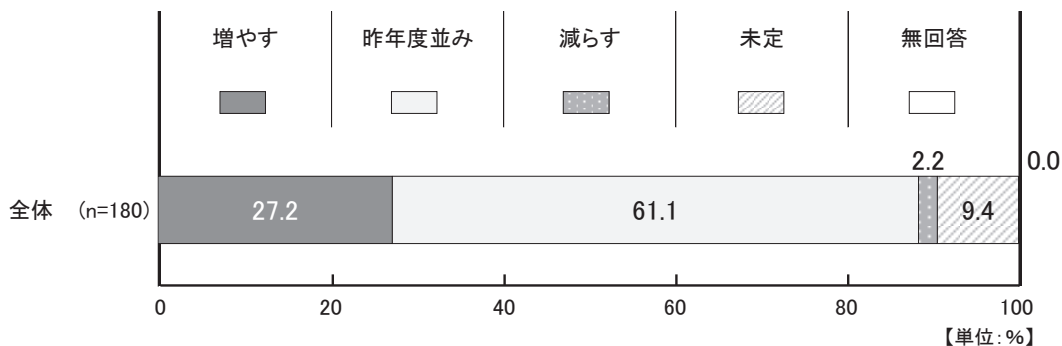
■ 正規社員・職員の平均採用人数

Q5. 貴社・貴団体の過去3か年の平均的な正規社員・職員の採用数について、お教えてください。(あてはまる番号1つに○)



■ 本年度の採用予定数

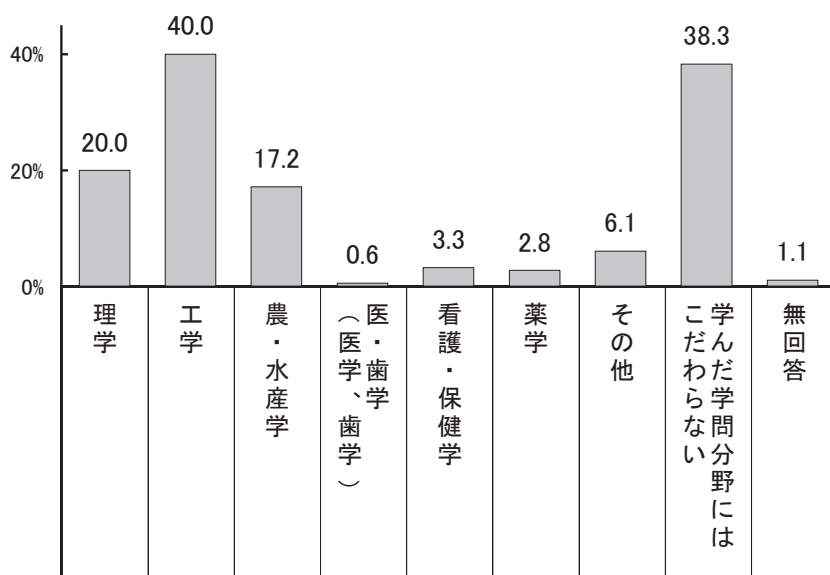
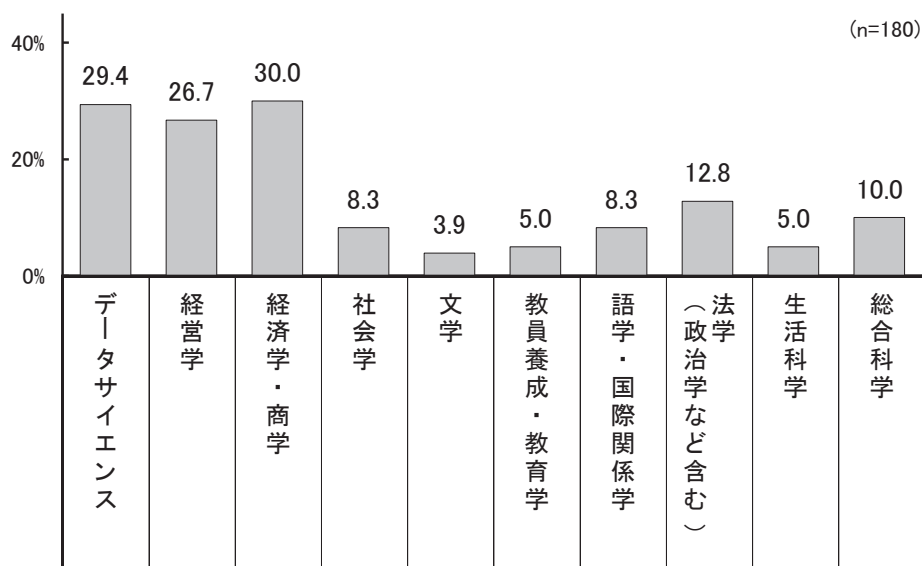
Q6. 貴社・貴団体の本年度の採用予定数は、昨年度と比較していかがですか。(あてはまる番号1つに○)



採用したい学問分野

■採用したい学問分野

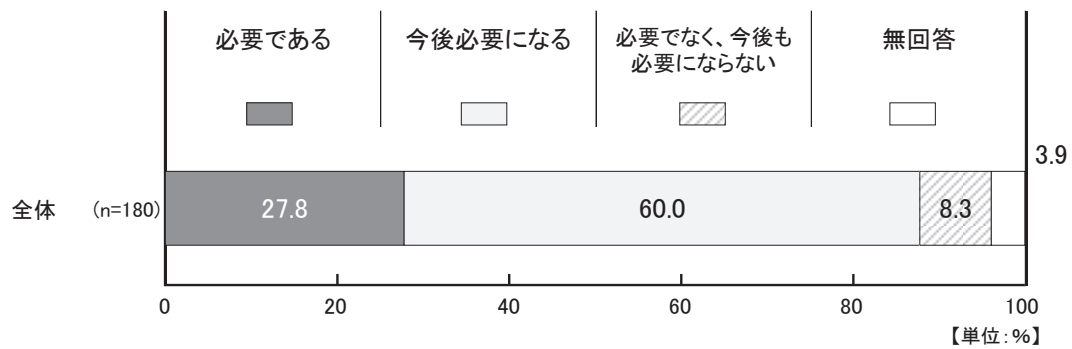
Q7. 貴社・貴団体では、今後、大学でどのような学問分野を学んだ人物を採用したいとお考えですか。(あてはまる番号すべてに○)※以下の項目にある「データサイエンス」とは、様々なデータを多面的に分析・解析し、必要とする情報、法則、関連性などを導き出す学問のことをいいます。



データサイエンス修得者の人材の必要性

■データサイエンス修得者の人材の必要性

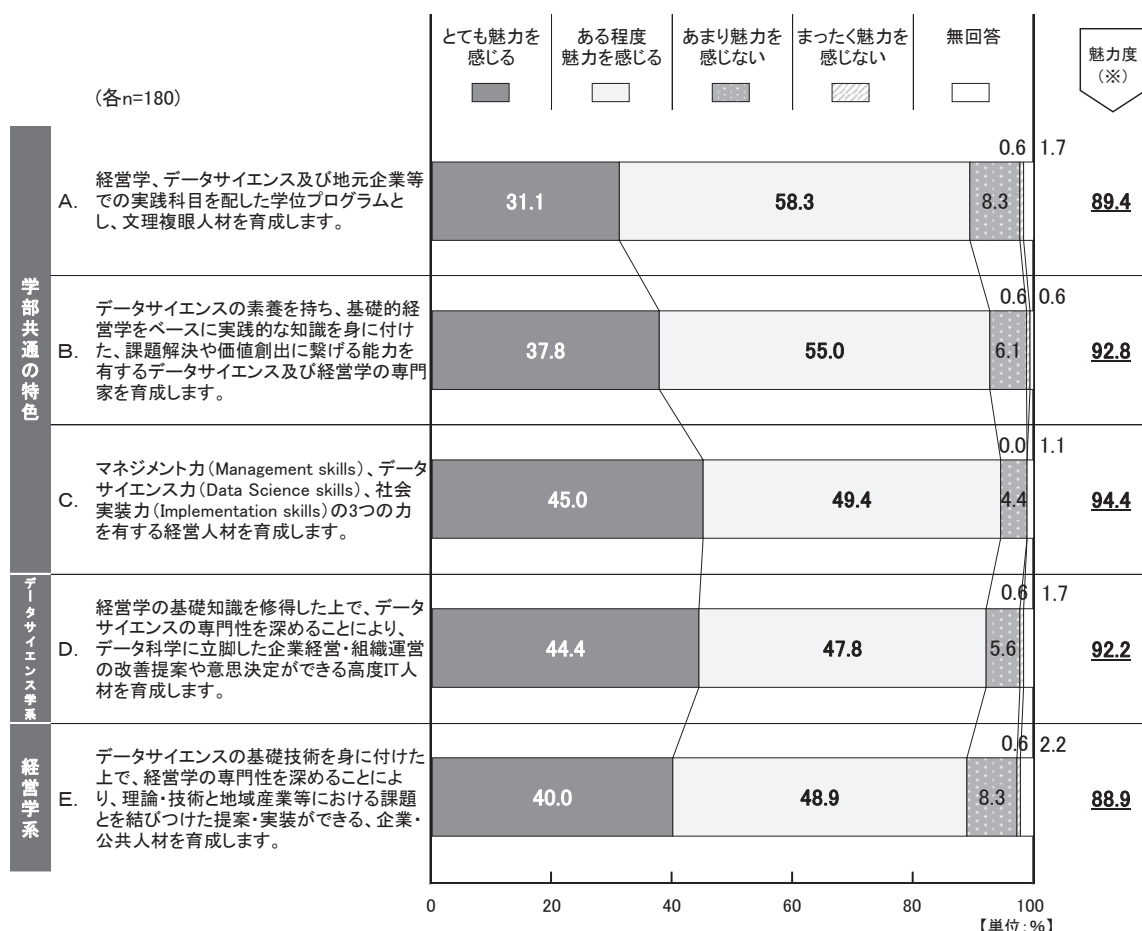
Q8. 貴社・貴団体では、データサイエンスを修得した人材が必要である、もしくは、今後必要になるとお考えですか。
(あてはまる番号1つに○)



宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」の特色に対する魅力度

■宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」の特色に対する魅力度

Q9. 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」(仮称)には、以下のような特色があります。
貴社・貴団体(ご回答者)にとって、これらの特色はそれぞれの程度魅力に感じますか。
(それぞれ、あてはまる番号1つに○)



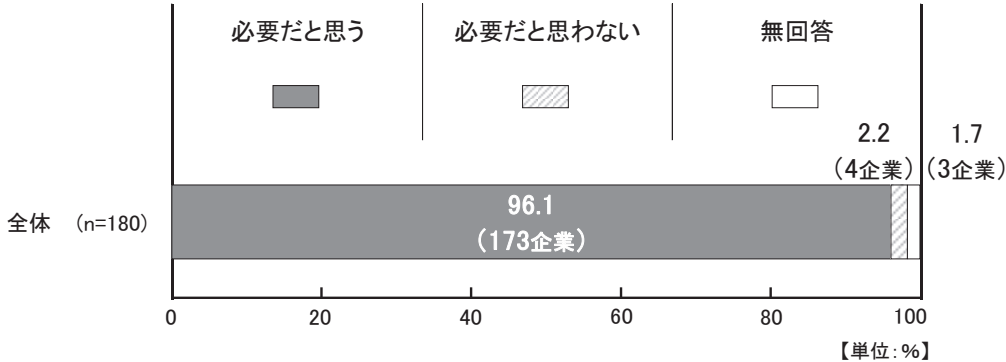
※魅力度＝「とても魅力を感じる」「ある程度魅力を感じる」と回答した人の合計値

※魅力度は、人数をもとに%を算出し、小数点第二位を四捨五入しているため、「とても魅力を感じる」と「ある程度魅力を感じる」の合計値と必ずしも一致しない

宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 データサイエンス学系」の社会的必要性／卒業生に対する採用意向／卒業生の毎年の採用想定人数

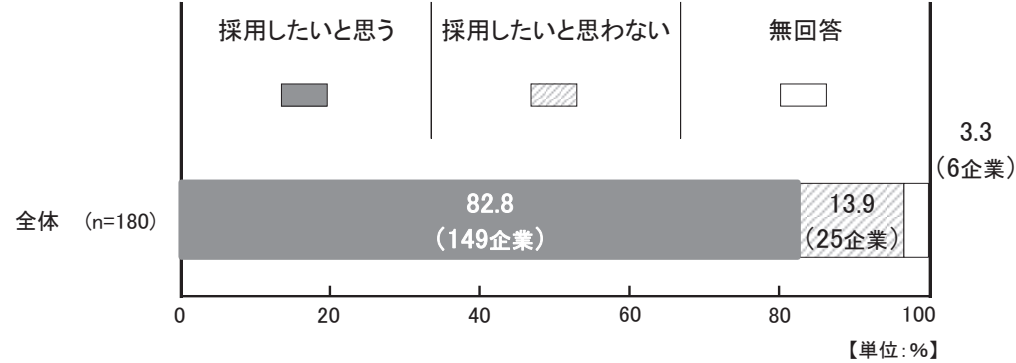
■宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 データサイエンス学系」の社会的必要性

Q10. 貴社・貴団体(ご回答者)は、宇都宮大学 データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科(仮称)は、これからの社会にとって必要だと思われますか。(あてはまる番号1つに○)



■宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 データサイエンス学系」卒業生に対する採用意向

Q11. 貴社・貴団体(ご回答者)では、宇都宮大学 データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科(仮称)を卒業した学生について、採用したいと思われますか。(あてはまる番号1つに○)



↓ 「採用したいと思う」と答えた149企業のみ抽出

■宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 データサイエンス学系」卒業生の毎年の採用想定人数

Q12. Q11で「1. 採用したいと思う」と回答された方におたずねします。
採用を考える場合、宇都宮大学 データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科(仮称)を卒業した学生について、毎年何名程度の採用を想定されますか。(あてはまる番号1つに○)

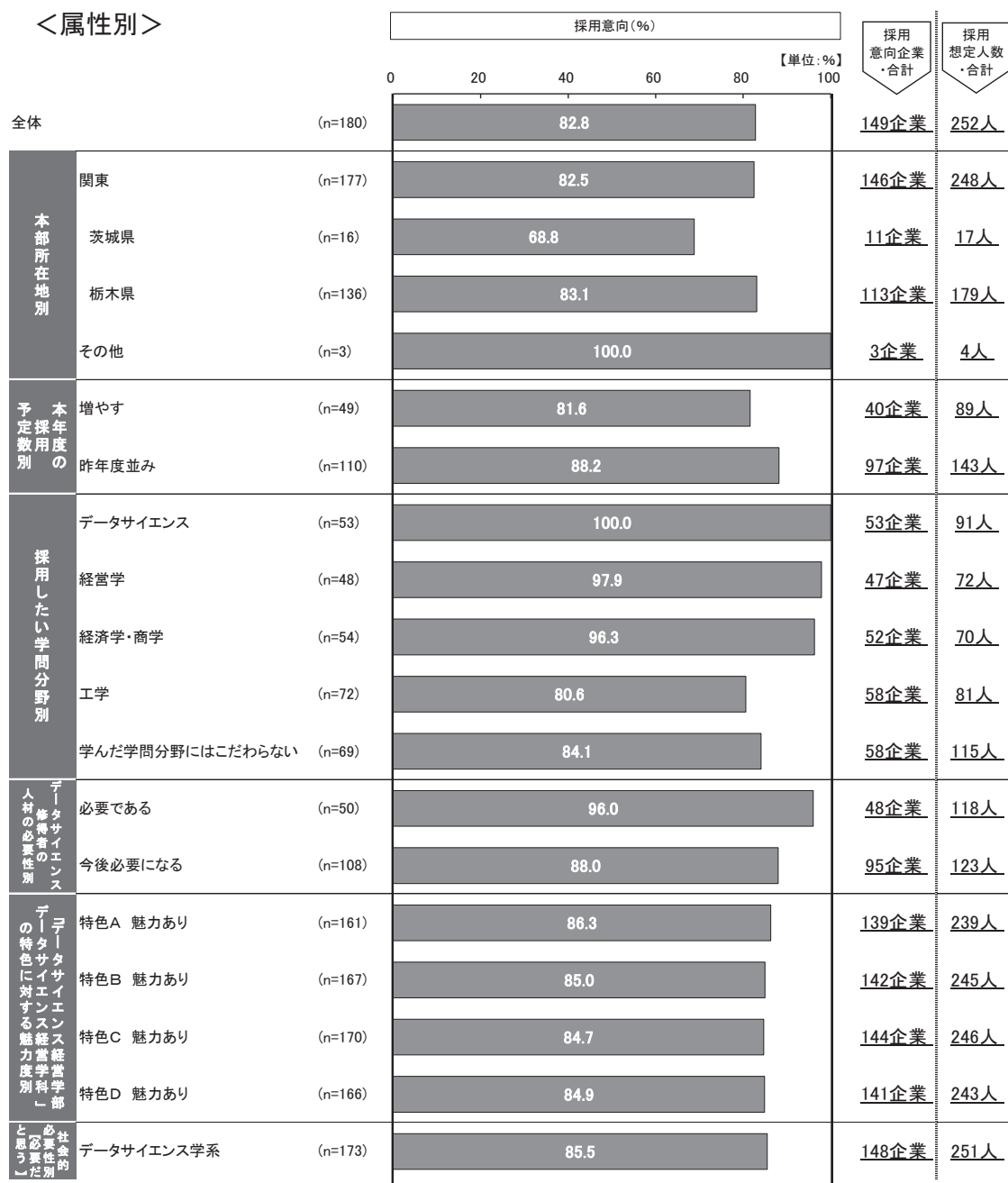
	標本数	単位	1名	2名	3名	4名	5名～9名	10名以上	計 (※お示した 採用企業数の 採用想定人数を 合計)
			%	%	%	%	%	%	
全体	149	%	65.8%	14.8%	8.1%	0.7%	4.0%	2.7%	⇒ 143 252
		企業数	98	22	12	1	6	4	
		名	98	44	36	4	30	40	

※ 毎年の採用想定人数・計 「5名～9名」=5名、「10名以上」=10名 を代入し合計値を算出
20

宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 データサイエンス学系」卒業生に対する採用意向／採用想定人数＜属性別＞

■宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 データサイエンス学系」卒業生に対する採用意向／採用想定人数＜属性別＞

※宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 データサイエンス学系」に対して、Q11で「採用したいと思う」と回答した企業を【採用意向企業】と定義し、さらに【採用意向企業】のうち、Q12で回答した企業が示す具体的な人数を【採用想定人数】と定義する。

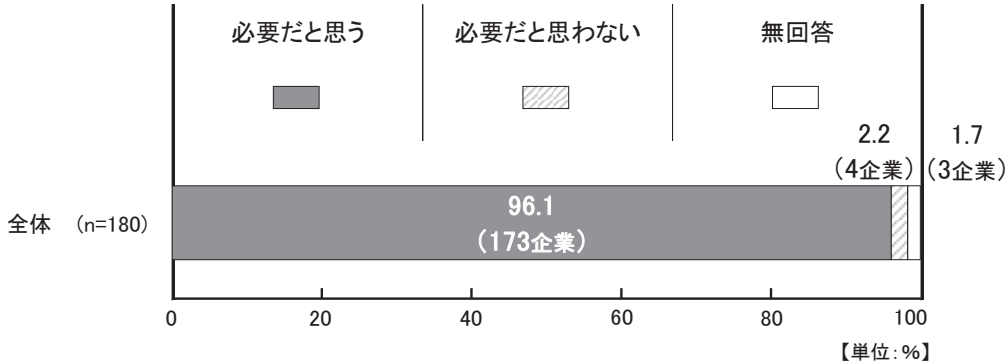


※ 採用想定人数・合計 「5名～9名」=5名、「10名以上」=10名 を代入し合計値を算出

宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 経営学系」の社会的必要性／卒業生に対する採用意向／卒業生の毎年の採用想定人数

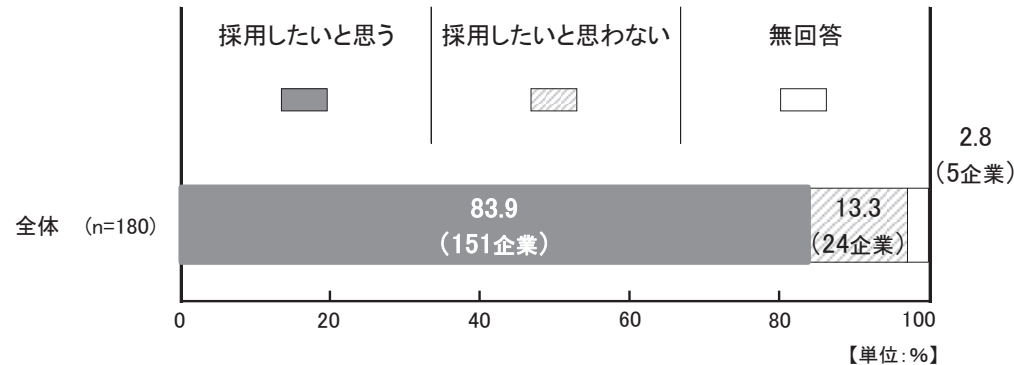
■宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 経営学系」の社会的必要性

Q10.貴社・貴団体(ご回答者)は、宇都宮大学 データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科(仮称)は、これからの社会にとって必要だと思われませんか。(あてはまる番号1つに○)



■宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 経営学系」卒業生に対する採用意向

Q11.貴社・貴団体(ご回答者)では、宇都宮大学 データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科(仮称)を卒業した学生について、採用したいと思われませんか。(あてはまる番号1つに○)



↓ 「採用したいと思う」と答えた151企業のみ抽出

■宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 経営学系」卒業生の毎年の採用想定人数

Q12.Q11で「1. 採用したいと思う」と回答された方におたずねします。
採用を考える場合、宇都宮大学 データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科(仮称)を卒業した学生について、毎年何名程度の採用を想定されますか。(あてはまる番号1つに○)

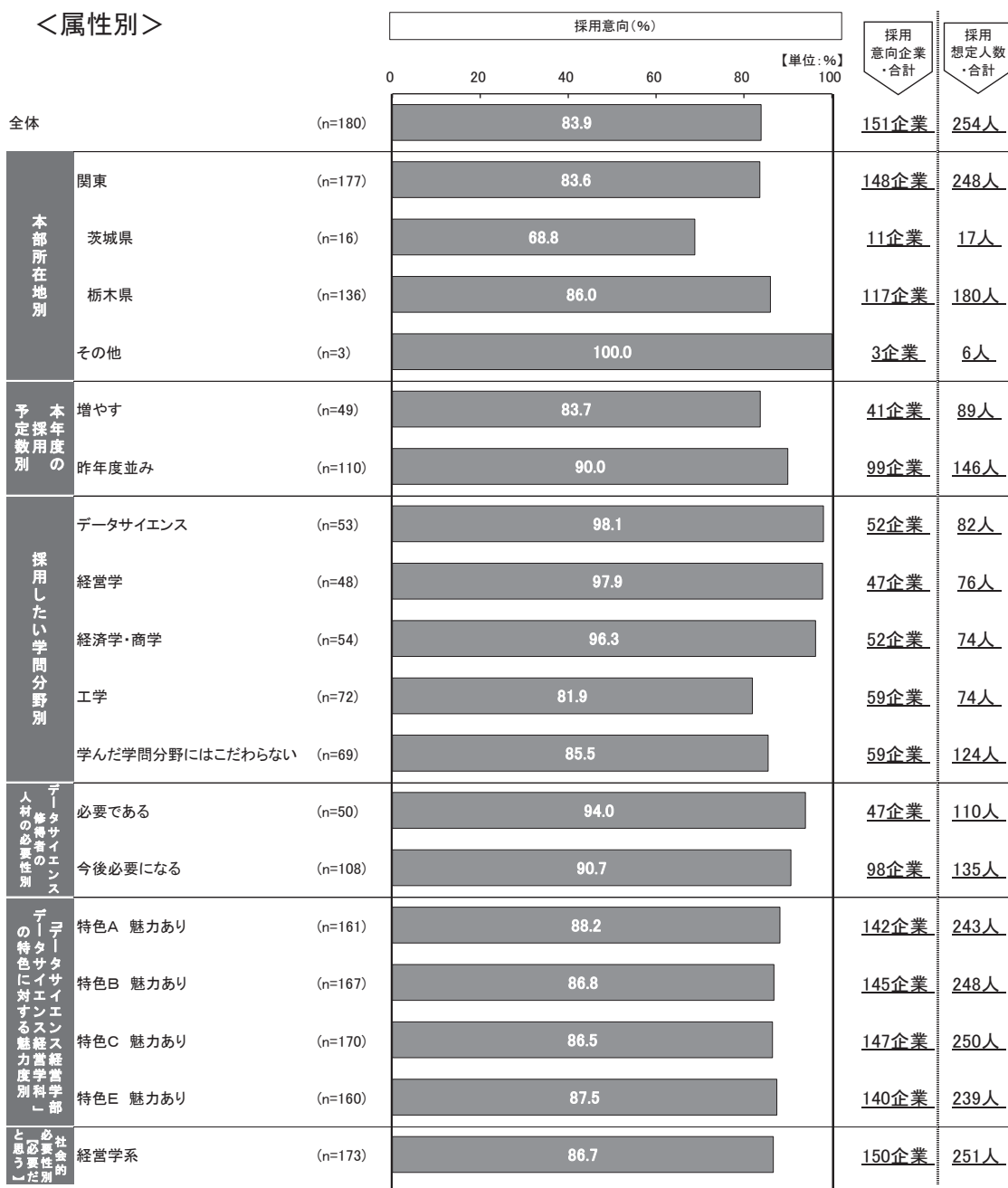
標本数	単位							計 (※) お示した 採用企業 数の合計 人数
		1名	2名	3名	4名	5名 ～ 9名	10名 以上	
全体		%	66.2%	13.2%	7.9%	1.3%	4.0%	2.6%
	151	企業数	100	20	12	2	6	4
		名	100	40	36	8	30	40
								⇒ 144
								254

※ 毎年の採用想定人数・計 「5名～9名」=5名、「10名以上」=10名 を代入し合計値を算出
22

宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 経営学系」卒業生に対する採用意向／採用想定人数＜属性別＞

■宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 経営学系」卒業生に対する採用意向／採用想定人数＜属性別＞

※宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科 経営学系」に対して、Q11で「採用したいと思う」と回答した企業を【採用意向企業】と定義し、さらに【採用意向企業】のうち、Q12で回答した企業が示す具体的な人数を【採用想定人数】と定義する。



※ 採用想定人数・合計 「5名～9名」=5名、「10名以上」=10名 を代入し合計値を算出

卷末資料 調査票

調査票

宇都宮大学 データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科(仮称)に関するアンケート

宇都宮大学では2024年(令和6年)4月より、「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」(仮称)を新設することを構想しています。
このアンケートは人事採用ご担当者の皆様からご意見をお伺いし、より充実した大学や学部・学科にするための参考資料とさせていただきます。
このアンケートで得られた情報や回答内容は、上記の目的のための統計資料としてのみ活用し、会社・団体及び個人を特定することは一切ありません。
つきましては、ぜひアンケートへのご協力をお願いいたします。

※このアンケートや同封した資料に記載されている「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」(仮称)に関する事項はすべて予定であり内容が変更になる可能性があります。

はじめに、貴社・貴団体についてお伺いいたします。

Q1. アンケートにお答えいただいている方の、人事採用への関与度をお教えてください。

(あてはまる番号1つに○)

1. 採用の決裁権があり、選考にかかわっている
2. 採用の決裁権はないが、選考にかかわっている
3. 採用時には直接かかわらず、情報や意見を収集・提供する立場にある

Q2. 貴社・貴団体の本部所在地について、都道府県名をお教えてください。

本部所在地

都・道・府・県 ←1つに○

Q3. 貴社・貴団体の業種について、ご回答ください。(あてはまる番号1つに○)

なお、業種の分類は、総務省「日本標準産業分類」によるものです。

- | | | |
|------------------|---------------------|-----------------------|
| 1. 農業、林業 | 8. 運輸業、郵便業 | 15. 教育、学習支援業 |
| 2. 漁業 | 9. 卸売業、小売業 | 16. 医療、福祉 |
| 3. 鉱業、採石業、砂利採取業 | 10. 金融業、保険業 | 17. 複合サービス事業 |
| 4. 建設業 | 11. 不動産業、物品賃貸業 | 18. サービス業(他に分類されないもの) |
| 5. 製造業 | 12. 学術研究、専門・技術サービス業 | 19. 公務(他に分類されるものを除く) |
| 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 13. 宿泊業、飲食サービス業 | 20. その他 |
| 7. 情報通信業 | 14. 生活関連サービス業、娯楽業 | |

Q4. 貴社・貴団体の従業員数(正規社員・職員)について、ご回答ください。(あてはまる番号1つに○)

- | | | |
|------------|--------------|------------------|
| 1. 50名未満 | 3. 100名～499名 | 5. 1,000名～4,999名 |
| 2. 50名～99名 | 4. 500名～999名 | 6. 5,000名以上 |

Q5. 貴社・貴団体の過去3か年の平均的な正規社員・職員の採用数について、お教えてください。

(あてはまる番号1つに○)

- | | | |
|----------|------------|------------|
| 1. 0名 | 4. 10名～19名 | 7. 50名～99名 |
| 2. 1名～4名 | 5. 20名～29名 | 8. 100名以上 |
| 3. 5名～9名 | 6. 30名～49名 | |

Q6. 貴社・貴団体の本年度の採用予定数は、昨年度と比較していかがですか。(あてはまる番号1つに○)

- | | |
|----------|--------|
| 1. 増やす | 3. 減らす |
| 2. 昨年度並み | 4. 未定 |

Q7. 貴社・貴団体では、今後、大学でどのような学問分野を学んだ人物を採用したいとお考えですか。

(あてはまる番号すべてに○)

※以下の項目にある「データサイエンス」とは、様々なデータを多面的に分析・解析し、必要とする情報、法則、関連性などを導き出す学問のことをいいます。

- | | | |
|-------------|----------------|---------------------|
| 1. データサイエンス | 7. 語学・国際関係学 | 13. 農・水産学 |
| 2. 経営学 | 8. 法学(政治学など含む) | 14. 医・歯学(医学、歯学) |
| 3. 経済学・商学 | 9. 生活科学 | 15. 看護・保健学 |
| 4. 社会学 | 10. 総合科学 | 16. 薬学 |
| 5. 文学 | 11. 理学 | 17. その他 |
| 6. 教員養成・教育学 | 12. 工学 | 18. 学んだ学問分野にはこだわらない |

Q8. 貴社・貴団体では、データサイエンスを修得した人材が必要である、もしくは、今後必要になるとお考えですか。

(あてはまる番号1つに○)

- | | | |
|----------|------------|----------------------|
| 1. 必要である | 2. 今後必要になる | 3. 必要でなく、今後にも必要にならない |
|----------|------------|----------------------|

裏面へ続く→

調査票

宇都宮大学では、2024年(令和6年)4月に、新しく、「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」(仮称)を設置することを構想しています。

※ここからは、アンケートに同封している資料をご覧くださいの上でお答えください※

- Q9. 宇都宮大学「データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科」(仮称)には、以下のような特色があります。貴社・貴団体(ご回答者)にとって、これらの特色はそれぞれの程度魅力に感じますか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

			とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
例.	○○である。	→	1	2	3	4
学部共通の特色	A. 経営学、データサイエンス及び地元企業等での実践科目を配した学位プログラムとし、文理複眼人材を育成します。	→	1	2	3	4
	B. データサイエンスの素養を持ち、基礎的経営学をベースに実践的な知識を身に付けた、課題解決や価値創出に繋げる能力を有するデータサイエンス及び経営学の専門家を育成します。	→	1	2	3	4
	C. マネジメント力(Management skills)、データサイエンス力(Data Science skills)、社会実装力(Implementation skills)の3つの力を有する経営人材を育成します。	→	1	2	3	4
サイエンス	D. 経営学の基礎知識を修得した上で、データサイエンスの専門性を深めることにより、データ科学に立脚した企業経営・組織運営の改善提案や意思決定ができる高度IT人材を育成します。	→	1	2	3	4
経営学系	E. データサイエンスの基礎技術を身に付けた上で、経営学の専門性を深めることにより、理論・技術と地域産業等における課題とを結びつけた提案・実装ができる、企業・公共人材を育成します。	→	1	2	3	4

- Q10. 貴社・貴団体(ご回答者)は、宇都宮大学 データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科(仮称)は、これからの社会にとって必要だと思われませんか。(あてはまる番号1つに○)

			1.必要だと思う	2.必要だと思わない
データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科	データサイエンス学系	→	1	2
	経営学系	→	1	2

- Q11. 貴社・貴団体(ご回答者)では、宇都宮大学 データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科(仮称)を卒業した学生について、採用したいと思われませんか。(あてはまる番号1つに○)

			1.採用したいと思う	2.採用したいと思わない
データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科	データサイエンス学系	→	1	2
	経営学系	→	1	2

- Q12. Q11で「1. 採用したいと思う」と回答された方におたずねします。採用を考える場合、宇都宮大学 データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科(仮称)を卒業した学生について、毎年何名程度の採用を想定されますか。(あてはまる番号1つに○)

			1名	2名	3名	4名	5名～9名	10名以上
データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科	データサイエンス学系	→	1	2	3	4	5	6
	経営学系	→	1	2	3	4	5	6

～質問は以上です。ご協力ありがとうございました。～

取得学位

- 学士（経営情報学）

想定される進路

データサイエンティスト、データエンジニア、クオンツ（金融・証券業界の数理分析専門家）、システムエンジニア、プログラマー、データアナリスト、生産設備制御・監視者、研究職、経営アナリスト、金融・保険専門職、マーケター、営業・企画管理者、公認会計士、税理士、経営コンサルタント、起業家、公務員 など

学費（予定）

項目	金額
入学科	282,000円 (入学時のみ)
授業料	年間 535,800円

類似する学部・学科

- 群馬大学 情報学部 情報学科
- 横浜市立大学 データサイエンス学部 データサイエンス学科
- 高崎経済大学 経済学部 経営学科
- 茨城大学 人文社会科学部 法律経済学科
- 福島大学 共生システム理工学類

ACCESS

峰キャンパス

〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町350（JR宇都宮駅から2.2km）

JR宇都宮駅西口から

- 3番乗り場（JRバス） 清原台団地行、芳賀町役場行、祖母井行、茂木行、ベルモール行など
乗車時間約15分「宇大前」下車徒歩1分
- 14番乗り場（関東バス） 真岡行、益子行、海星学院行、ベルモール行など
乗車時間約15分「宇都宮大学前」下車徒歩1分

JR宇都宮駅東口から

- 3番乗り場（関東バス） 宇大循環線（左回り）、乗車時間約10分「宇都宮大学前」下車徒歩1分
宇大循環線（右回り）、乗車時間約25分「宇都宮大学前」下車徒歩1分
- 4番乗り場（関東バス） 卸団地循環線
乗車時間約8分「宇都宮大学前」下車徒歩1分
- タクシー 約5分

東武宇都宮駅から

- 1番乗り場（関東バス） すべての便
乗車時間約25分「宇都宮大学前」下車徒歩1分
- 東武駅前（JRバス） 清原台団地行、芳賀町役場行、祖母井行、茂木行、ベルモール行など
乗車時間約20分「宇大前」下車徒歩1分
- タクシー 約10分



■ 主要駅からJR宇都宮駅へのアクセス

東京	JR東北新幹線（約50分）	宇都宮
上野	JR宇都宮線快速（約90分）	
仙台	JR東北新幹線（約80分）	
山形	JR東北・山形新幹線（約120分）	
横浜	JR湘南新宿ライン快速（約140分）	



お問い合わせ	宇都宮大学学務部（新学部設置準備担当） TEL: 028-649-5481 E-mail: junbi@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp https://www.utsunomiya-u.ac.jp
地域デザイン科学部	コミュニティデザイン学科 / 建築都市デザイン学科 / 社会基盤デザイン学科
国際学部	国際学科
共同教育学部	学校教育教員養成課程
工学部	基盤工学科（物質環境化学コース / 機械システム工学コース / 情報電子オブティクスコース） 生物資源科学科 / 応用生命化学科 / 農業環境工学科 / 農業経済学科 / 森林科学科
農学部	

※記載の内容は構想中のものであり、今後、変更となる場合があります。

地域の産業を
支える、
新たな学び。



データサイエンス 経営学部

（仮称 設置構想中）

2024年 4月開設（予定）

入学定員 55名（予定）



2024年
4月開設
(予定)

宇都宮大学

データサイエンス経営学部

※仮称 設置構想中

入学定員

55名 (予定)

データサイエンスと経営学の実践的な知識を身に付け、課題解決・価値創造できる人材を育成します。

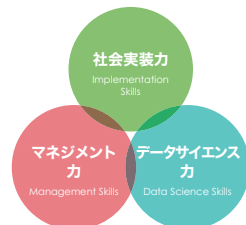
デジタル化・グローバル化が急速に進む中、Society5.0社会の到来を目の前にして、データサイエンスの素養を持った人材への需要が高まっています。また、少子高齢化・人口減少など地域課題も複雑化する現代において、未来志向で地域社会の発展をリードできる人材育成が必要不可欠となっています。

2024年に開設予定の「データサイエンス経営学部(仮称 設置構想中)」では、データサイエンスの素養を持ち、基礎的経営学をベースに実践的な知識を身に付けた、課題解決や価値創造につなげられる「データサイエンス及び経営学の専門家」を新たに育成します。

これからの地域産業を支え続けるために、必要な力

地域を豊かにする「社会実装力」とは？
＝目の前の社会をより良くするための課題発見・解決力

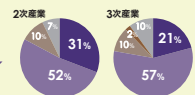
マネジメント力とデータサイエンス力を
兼ね備えることが、社会実装力の基盤となる！



トピックス 地元企業もデータサイエンスを修得した人材の必要性を感じている！

Q. データサイエンスを修得した人材はどの程度必要か？

必要である 2次産業 83% / 3次産業 78%



※直近で宇都宮大学に求人情報の提供があった栃木県内の企業(団体等(従業員数100名以上)に対するアンケート調査を実施。送付数: 307社(回答企業(団体数): 104社。)

- 非常に必要である
- ある程度必要である
- ほとんど必要ない
- まったく必要ない
- その他(「数値データサイエンス・AI」というものをよく知らない)

■ 育成する人材像

データサイエンスの素養と経営学の素養を兼ね備え、複眼的視野を持った経営人材

宇都宮大学の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、データサイエンス経営学部(仮称 設置構想中)では、「宇大スタンダード」に定める汎用的能力(学修力・情報活用能力・論理的思考力・表現力・協働力・課題解決力)と、右記のような専門分野に関する知識・技能を獲得した学生に「学士(経営情報学)」の学位を授与する。

- ✓ 企業の諸課題を見つけ出し、その解決策をデータに基づき、理論的かつ実践的に提案できる。
- ✓ 経営学とデータサイエンスに関する基礎学力を修得し、複眼的かつ総合的な視野からマネジメントを理解し、データを活用できる。
- ✓ リーダーシップを発揮し、データをビジネスにおける諸課題の解決や意思決定等に反映し、新たな価値が創造できる。

■ 学びの特色

受験時及び入学時には学系を決定せず、入学後に教員のアドバイスを受けながら、一人ひとりの志向に合わせた進路を決定

2分野の専門基礎を学んだのち、2年次後期時点で「データサイエンス学系」「経営学系」のいずれかを選択

「データサイエンス学系」では、データ科学に立脚した企業経営・組織運営の改善提案や意思決定ができる高度IT人材を育成

「経営学系」では、理論・技術と地域産業等における課題とを結びつけた提案・実装ができる、企業・公共人材を育成

演習系科目は学部全体で実施し、互いの専門性を持ち寄りながら協働するマインドを養成

地元企業等でのインターンシップや実務家による教育など、現場の課題解決に向けた授業を実施

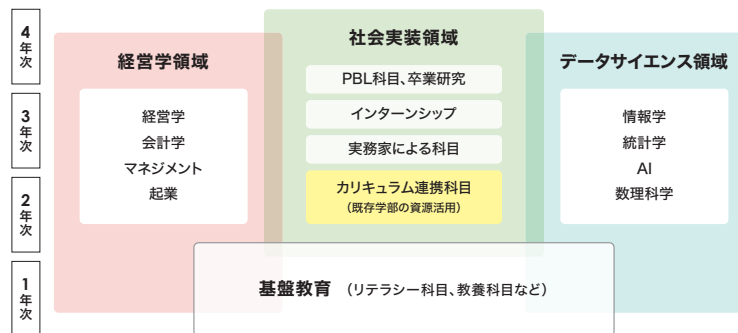
■ カリキュラム構成

カリキュラムには、「データサイエンス領域」「経営学領域」、そしてそれらを応用する「社会実装領域」のそれぞれの専門科目が配置されます。データサイエンスと経営学の基礎となる科目は必修科目としてすべての学生が履修し、複眼的視野の礎とします。

その後は、「データサイエンス学系」と「経営学系」に分かれ、それぞれの専門分野を深めつつ、地元企業等での演習科目、インターンシップや実務家による科目を学ぶことで社会実装力を身に付けていきます。また、既存学部の科目も履修し、視野を広げていくこともできます。

データサイエンス経営学部 データサイエンス経営学科(仮称)

カリキュラム構成 ▶ 学士(経営情報学)



※記載の内容は構想中のものであり、今後、変更となる場合があります。

設置等の趣旨【資料6】

就職先集計（教員を除く、都道府県別）

（単位：人）

就職先 都道府県名	R3年度卒 (2021年度)	R2年度卒 (2020年度)	R1年度卒 (2019年度)	H30年度卒 (2018年度)	H29年度卒 (2017年度)	5年度計	割合
北海道	7	7	4	4	4	26	1.08%
青森県	3	7	3	1	2	16	0.67%
岩手県	3	1	6	4	4	18	0.75%
宮城県	12	10	13	8	5	48	2.00%
秋田県	0	4	3	2	1	10	0.42%
山形県	3	4	0	4	3	14	0.58%
福島県	16	6	6	6	14	48	2.00%
茨城県	16	15	23	14	8	76	3.17%
栃木県	103	102	133	125	132	595	24.79%
群馬県	12	8	12	14	21	67	2.79%
埼玉県	22	33	18	32	31	136	5.67%
千葉県	6	5	10	9	8	38	1.58%
東京都	180	163	203	211	196	953	39.71%
神奈川県	21	24	12	13	13	83	3.46%
新潟県	2	2	5	4	4	17	0.71%
富山県	0	2	1	1	0	4	0.17%
石川県	3	1	1	3	2	10	0.42%
福井県	0	1	0	1	0	2	0.08%
山梨県	1	1	1	3	2	8	0.33%
長野県	12	5	5	5	5	32	1.33%
岐阜県	0	0	0	2	3	5	0.21%
静岡県	6	11	9	9	9	44	1.83%
愛知県	8	5	5	7	8	33	1.38%
三重県	0	0	1	3	1	5	0.21%
滋賀県	1	1	0	0	1	3	0.13%
京都府	5	0	2	1	1	9	0.38%
大阪府	8	6	1	8	9	32	1.33%
兵庫県	2	2	2	1	3	10	0.42%
奈良県	0	1	0	0	1	2	0.08%
和歌山県	1	0	0	0	0	1	0.04%
鳥取県	0	0	2	0	0	2	0.08%
島根県	0	0	1	0	0	1	0.04%
岡山県	1	1	2	0	1	5	0.21%
広島県	0	2	2	0	2	6	0.25%
山口県	0	1	0	1	1	3	0.13%
徳島県	0	0	1	0	0	1	0.04%
香川県	2	1	0	0	0	3	0.13%
愛媛県	1	1	0	3	2	7	0.29%
高知県	0	0	0	0	0	0	0.00%
福岡県	4	1	1	0	1	7	0.29%
佐賀県	0	0	1	1	0	2	0.08%
長崎県	0	0	1	0	0	1	0.04%
熊本県	0	0	0	1	0	1	0.04%
大分県	0	0	0	0	0	0	0.00%
宮崎県	1	0	0	0	1	2	0.08%
鹿児島県	0	2	0	0	0	2	0.08%
沖縄県	0	0	2	1	2	5	0.21%
海外	0	3	0	2	0	5	0.21%
不明	0	0	0	0	2	2	0.08%
計	462	439	492	504	503	2,400	100.00%

38.42%

宇大で学ぶためのツールを知ろう。

宇大で学修を進めるためには、大学が提供する様々なツールを活用することが欠かせません。ここでは、中でも特に重要な「教務ポータル」と「C-learning」について紹介します。

大学からのお知らせ／履修登録／シラバス／アンケート／フォーラムなどは、

教務ポータル

履修や学生生活に関することなど、大学からの重要なお知らせが日々掲載されています。毎日必ず1回はチェックし、情報を知らなかったことによる不利益を被らないようにしましょう。

- 大学からのお知らせを確認するとき
- 履修登録をするとき
- 授業のシラバスを確認するとき
- 休講情報を確認するとき
- アンケートに回答するとき
- フォーラムを利用するとき

こんなときには
教務ポータルを
チェック！



パソコンからアクセスする場合はこちらから▼
<https://kyomu.km.utsunomiya-u.ac.jp/campusweb/>

各授業担当教員からのお知らせは、

C-learning

各授業担当教員から、毎回の授業の指示や、課題提出の指示などが掲載されています。教員と学生との様々なコミュニケーションも、C-learningが活用されることが多いので、毎日必ず1回はチェックするようにしましょう。

- 教員からの指示を確認するとき
- 授業の資料を確認するとき
- 課題の内容を確認するとき
- 課題の提出方法や期限を確認するとき
- 教員に質問や相談をするとき

こんなときには
C-learningを
チェック！



パソコンからアクセスする場合はこちらから▼
<https://udai.c-learning.jp/s/login/ssosaml>

教務ポータルに

学外ネットワークからアクセスするには

2段階認証が必要となりますので、パソコンから下記URLにアクセスし、画面の指示に従い、ワンタイムパスワードの初回設定を行って下さい。

<https://ent.utsunomiya-u.ac.jp/user/qsecret.php?st=ga>

宇大に在学中は無料で

Microsoft Office365を利用できます

レポート作成や数計算、プレゼンテーション資料の作成などに活用できるソフトウェアを無料で利用できます。詳しくは教務ポータル上の案内を参照して下さい。

悩みや心配事のご相談は

あなたが大学生活を送るうえで、悩みや心配事が起きてしまったときは、お気軽に窓口にご相談ください。相談ごとに応じてサポートします。もちろんプライベートに配慮し、秘密厳守です。

困ったらずはここに

学生なんでも相談窓口

- 峰地区（学務棟 2F）TEL028-649-5276
- 陽東地区（学生プラザ1F）TEL028-689-6189

OWEB から

『学生なんでも相談窓口／相談フォーム』に
入力後、送信してください



（相談所／修学・履修、留学、進路・就職活動、日常生活・経済的なこと、セクハラ、パワハラ、対人関係、メンタルヘルス、アクシデント、その他）

はっきりした相談は各担当へ

修学・履修は

- 指導教員
- 修学支援課 TEL028-649-5090
- 陽東学務課 TEL028-689-6014

進路・就職は

- 指導教員
- 就職担当教員
- 就職・キャリア支援センター TEL028-649-5089

留学、生活、サークルについて

- 指導教員
- サークル顧問教員
- 留学生・国際交流センター
TEL028-649-8166
- 学生支援課 TEL028-649-5097

健康、メンタル面の悩み

- 保健管理センター TEL028-649-5123

性に関する事

- 男女共同参画推進室 TEL028-649-5151

ハラスメント等の人権侵害の悩み

- ハラスメント相談員
- ★ハラスメントについては
こちらを参照下さい →



学生による 支援活動

『ピア・サポート制度！』
学生生活上の悩みを抱える学部1年生（新生を食む）に対し、在学が自身の経験等に基づいたアドバイスをし、適切な相談窓口等の情報を提供します。

『ラーニング・commons学生
スタッフによる学びの支援』
（ピア・サポート活動）
宇大生の学びを学生の目線から支援しています。



！このカードはパンフレットから複製に製することができます。家に持帰するか、スマホでブックマーク登録をしておきましょう。



宇都宮大学の 学びのカたち

2022 ▶ 2025



宇大での 4年間の学び

DP × UUSTD

宇都宮大学は、入学したすべての学生が、
6つの力からなる宇大スタンダードと、
専門分野に関する知識・技能を獲得した上で
卒業できるように教育を行います。

みなさんが大学を卒業した後に活躍することになる社会では、多種多様な力や知識・技能、さらには教養や知性が必要になります。宇都宮大学では、これらの中から特に重要と思われるものをしっかりと身につけてもらうために、学位授与の方針である「ディプロマ・ポリシー（DP）」のもと、汎用的能力である「宇大スタンダード」を定めています。

みなさんは、ここに記されている力を獲得することを常に意識しながら、宇大での4年間の学びをスタートさせましょう。その上で、授業以外にも様々な経験を積み、社会に力強く歩み出して欲しいと思っています。



宇都宮大学の教育目標

- 1 基礎教育を出発点として、現代社会に必要な汎用的能力（宇大スタンダード）を育成します。
- 2 専門教育を通じて、実践的で専門的な知識と技能を涵養します。
- 3 それらのふたつを有機的に結びつけた4年一貫教育により、幅広い教養と行動的知性を備え、未来の社会を拓き支える人材を育成します。

DP

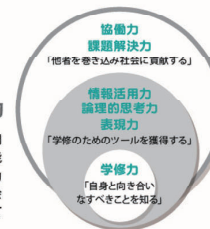
全学共通の ディプロマ・ポリシー（DP）

宇都宮大学は、教育目標に定める幅広い教養と行動的知性を備えた人材を育成するために、所定の期間在学中に必要な単位を取得し、「宇大スタンダード」に定める汎用的能力と、所属学部において定める専門分野に関する知識・技能を獲得した者に学位を授与します。

UUSTD

宇大スタンダードの6つの力

「宇大スタンダード」は、宇大での4年間の学びを通じて獲得すべき6つの汎用的能力を意味しています。これらの汎用的能力は、大学での学びに留まらず、職業や社会生活の中でも活用されることが期待されています。



基盤教育から始まる宇大での学び。 大学での学び方を確実に身につける。

大学での学びとはどのようなものなのでしょうか。基盤教育を通じて、高校までの学びと大学での学びの違いを理解し、自分の学びを自分自身でコントロールできるようにしましょう（学修力）。その際には、主体的に興味関心の幅を広げ、新たな知の世界へと踏み出すことで、自分の強みや足りないものを強く自覚することが重要です。何を学びたいのか、何を学ばなければならないのかを深く理解することが、自身の学びをコントロールすることへとつながっていくはずです。このようにして身につけた学修力は、4年間の学びの強力な原動力になります。

1年次



〈学修力〉

一人称で物事を捉え自ら行動し、進んで新しい知識・能力を身に付けようとする力。変化に対応し、自らを変えようとする力。

専門分野の学びを本格的に始める。 社会を理解し、社会に発信する力を身につける。

学年が進むと、専門分野に関する深い学びがスタートします。1年次で培った学修力を発揮し、学問の世界や世の中で起こっていることについて主体的に情報を集め、知識を身につけていきましょう（情報活用能力）。情報や知識をインプットするだけでなく、それをもとに粘り強く思考を巡らせ（論理的思考力）、自分の考えを発信していくことも重要です（表現力）。こうした姿勢は、社会に出た後にも強く求められます。

2年次



〈情報活用能力〉

情報及び情報手段を主体的に選択し、活用する力。



〈論理的思考力〉

筋道を立てて論理的に物事を考える力。



〈表現力〉

感情や思考などを伝達可能な形式に表し、効果的・印象的なものとして伝える力。

3年次

4年間の学びの集大成としての卒業研究。 大学生生活をふり返りその後のキャリアに活かす。

最終年次では卒業研究に取り組みます。その過程で、多くの仲間たちと支え合いながら学びを進めていくことの重要性に気づくでしょう（協働能力）。さらには、卒業研究を通じて疑問と悪戦苦闘した経験は、その後のキャリアで直面するであろう壁に立ち向かう際に大きな自信を与えてくれます（課題解決力）。就職や大学院進学など、どのような道に進んだとしても、宇大スタンダードの6つの力と専門分野の知識・技能がみなさんを支えてくれるはずです。

4年次

就職・大学院



〈協働力〉

チームの中で協力しながら自分の役割や責任を果たす力。多様な人々との繋がりや協働を生み出す力。



〈課題解決力〉

多面的な視点から現状を分析し、目的や課題を明らかにする力。課題解決に向けた計画を立案し、自律的に取組む力。

※本パンフレットでは、宇大スタンダードの6つの力をどの段階までに身につけて欲しいかというイメージを示しています。例えば、「学修力」は1年次の段階で重点的に身につけて欲しいことを示していますが、2年次以降に「学修力」が不要であるということの意味するものではありません。また、「協働力」は4年次の欄に記されていますが、4年次になるまで「協働力」を身につけるための取組をしなくていいということの意味するものではありません。宇大スタンダードの6つの力は、すべての学年においてしっかりと意識し、学びを積み重ねるようにしましょう。

入学試験

AP

【知識・技能】

高等学校の様々な教科・科目の学習を通して、文理の基礎知識をバランスよく身に付けてきた人

【思考力・判断力・表現力】

・物事を論理的に考えることができる人
・多様な人々・組織と協働して、これからの世界や日本、地域社会の創造（創生）に貢献するために、自分の考えを表現し他者に伝えることができる人

【主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度】

・情報システムを活かした企業経営や起業に意欲がある人
・企業、組織活動、組織経営について数理的に分析することに関心がある人
・データ分析、プログラミング、情報ネットワーク等に関心がある人

宇都宮大学データサイエンス経営学部

CP

1年

基盤教育・他学部科目

- ◆ 基盤教育科目（DS科目、外国語科目など）
- ◆ 他学部開講DS科目
- ◆ 他学部開講経営学科目

数理・DS科目

プログラミング演習1、確率・統計1
AI・機械学習入門

総合・社会実装科目

DS・経営学の数理及び演習A/B
ゲーム理論入門

経営学科目

経営学概論、ミクロ経済学

2年

- ◆ 基盤教育科目
- ◆ 他学部開講DS科目
- ◆ 他学部開講経営学科目

確率・統計2
DSの数理A/B、プログラミング演習2
AI・機械学習論1、数理統計学
AI活用実践演習、多変量解析

社会実装基礎演習1/2
マーケティング論、マーケティングリサーチ
経営情報論、オペレーション・リサーチ
経済・経営数学、社会統計学

経営管理論、会計学概論
金融論概論、コーポレート・ガバナンス論
財務会計論、経営戦略論、経営組織論
マクロ経済学、企業法

3年

- ◆ 基盤教育科目
- ◆ 他学部開講DS科目
- ◆ 他学部開講経営学科目
- ◆ 高度教養セミナー

データエンジニアリング
AI・機械学習論2
数値解析、システム解析入門
データベースシステム、時系列解析
確率過程論

社会実装応用演習1/2
社会実装実践演習、ビジネス・DS
DS・経営学特別演習
インターンシップ、数理モデル、経営分析
計量経済学、アントレプレナーシップ論
知的財産権、イノベーション・マネジメント

人的資源管理論、中小企業論
管理会計論、企業論、組織行動論
意思決定論、NPO論

4年

卒業研究、発表技術

必修科目
DS学系必修科目
経営学系必修科目
選択科目

DP

宇大スタンダード

データサイエンス力

社会実装力

マネジメント力

企業や行政等の組織において、**経営学的視点**から現在及び将来の課題を見つけ出し、それらの本質を読み解くとともに、各企業や組織の強みを活かしながら、それぞれの状況に適した**柔軟なマネジメント**ができる人材

従来の縦割りの学問体系で対応できないような多様化・複雑化した課題を**データを基にして科学的に分析し解決**することができる人材

組織の中で**データサイエンス及び経営学の複眼的視野**を持って他者と協働作業するとともに、諸課題を解決するための知識と技術を、課題解決、意思決定、及び新しい価値の創出に繋げることによって**社会に実装**することができる人材

卒業後

新学部の基本理念：Society5.0に適合した地域産業・地域経済の成長への貢献

文理融合型数理・ データサイエンス 教育プログラム ー基礎コースー

本プログラムでは、数理・データサイエンスの基礎的な素養を習得します。
文理の枠組みにとらわれることなく、実社会において活かせる知識の基礎を学び、
将来、地域創生を中心的に担える人材の育成を目指します。

**対象
学生**

全学部1年生～3年生
(令和2年度以降入学の学部生)

**修了
要件**

「データサイエンス入門」(2単位)及び
「データサイエンス基礎」(2単位)もしくは
「実践データサイエンス」(2単位)のうち
1科目の合計4単位を取得

全学1年次必修

「データサイエンス入門」
(2単位)

- ・情報リテラシー
- ・MS Office
- ・統計学基礎
- ・データ分析(Excel)
- ・AI基礎
- ・情報セキュリティ等

2科目のうち1科目を選択

「データサイエンス基礎」
(2単位)

- ・統計学
- ・データ分析(Excel)
- ・プログラミング
(Python)の基礎等

「実践データサイエンス」
(2単位)

- ・データ分析(Python)
- ・AI・機械学習の技術
- ・実験計画法
- ・ウェブスクレイピング
等



修了



本プログラムへの申込みは**不要**です。

修了要件である4単位を取得すると、**自動的に本プログラム修了**となります。

修了証の交付を希望する場合は、基盤教育係までご連絡ください。

DS×経営

宇都宮大学では、所属する学部の特長分野に加えて、データサイエンス[※]と経営学の特長分野を学べる副専攻プログラムを令和4年度から開設します。

※データサイエンス：様々なデータから、必要とする情報、法則、関連性などを導き出す手法・スキル

- ▶ 副専攻とは、所属学部の専門分野の学びにプラスして、自分の興味関心やニーズに沿った学習を進められる制度です。
- ▶ この副専攻プログラムでは、各学部において、次世代社会のあらゆる場面で必要とされるツールであるデータサイエンスと、複雑化する社会の変化を理解・対応するのに必要な経営学的素養を身に付けられる体系的プログラムとしました。
- ▶ 副専攻プログラムの科目は、4年間をかけてどの科目からでも履修できます。また、学部毎に用意された科目の多くは、卒業単位に含めることができます。

地域デザイン科学部

地域マネジメントプログラム

- ◆ データサイエンス基礎
 - ◆ GIS 演習
 - ◆ 数値解析入門
 - ◆ ミクロ経済学
 - ◆ 環境・資源経済学
 - ◆ まちづくり論
- などから

合計 18 単位履修

国際学部

グローバルコミュニケーション & マネジメントプログラム

- ◆ データサイエンス入門
 - ◆ 実践データサイエンス
 - ◆ 経営学概論
 - ◆ マクロ経済学
 - ◆ Global Management
 - ◆ International Career Seminar
 - ◆ International Communication Seminar
- などから

合計 20 単位履修

工 学 部

経営情報工学プログラム

- ◆ データサイエンス入門
 - ◆ 確率・統計
 - ◆ プログラミング
 - ◆ 線形代数学
 - ◆ データ解析
 - ◆ 経営工学
 - ◆ 経営学概論
- などから

合計 20 単位履修

農 学 部

バイオ・環境ビジネスプログラム

- ◆ データサイエンス入門
 - ◆ コンピュータデータ処理
 - ◆ 統計学基礎
 - ◆ アグリビジネス論
 - ◆ 会計学
 - ◆ アグリバイオビジネス論
 - ◆ フードシステム論
- などから

合計 16 単位履修

宇都宮大学

DS×経営

活用シーン
Example

プログラム受講により身に付く **専門+α**

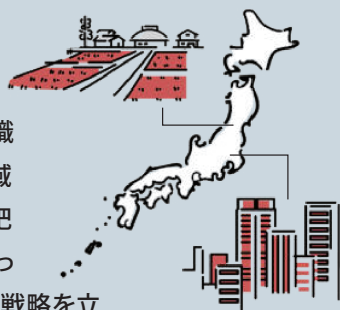
地域デザイン科学 + DS×経営

Ex1

▶地方自治体の土木職に就職し、道路整備による渋滞解消予測などを AI 技術を用いて解析することができる (DS)

Ex2

▶広告業界に就職し、産業別や地域別の経済状況を把握することによって、効果的なPR戦略を立てることができる (経営)



国際学 + DS×経営

Ex1

▶グローバルに事業展開する企業に就職し、取引先の外国企業の経営状態などを様々なデータから読み解き、社会イノベーション事業等を提案できる (経営)

Ex2

▶旅行業界などに就職し、経営学や統計学などの知識をベースに原価計算 (経営+DS) や集客予測 (DS) に多文化的視点を加え、新たな海外旅行の企画を立てることができる



工 学 + DS×経営

Ex1

▶製造業の生産技術部門に就職し、マネジメントの知識を活用した製造過程における業務の高効率化などを提案することができる (経営)

Ex2

▶化学メーカーに就職し、材料開発の効率化や製造プロセスの最適化などに AI や統計解析の知識を生かすことができる (DS)



農 学 + DS×経営

Ex1

▶自治体の農林部局、種苗会社、JA などに就職し、政策決定や普及啓発、新品種などの技術開発による経済効果予測などに生かすことができる (DS・経営)

Ex2

▶食品メーカーの研究開発部門に就職し、最新の技術動向や売上データを見極めながら、研究テーマやスケジュールの設定などの研究開発マネジメントができる (DS・経営)



Ex+

それぞれの専門を生かし、起業を目指すこともできます (経営)

数理・データサイエンスプログラムと学修内容の明確化

「数理・データサイエンス教育プログラム」

本学は、大学教育推進機構を中心に、全学的な数理・データサイエンス・AI教育の拡充に注力してきた。「文理融合型数理・データサイエンス教育プログラム（基礎コース）」を令和3年度に開設し、令和4年度に「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の認定を受けている。並行して、令和5年度以降の[応用基礎レベル]相当の教育プログラム設置と、認定制度(応用基礎レベル)の申請に向け、教育体制の強化・カリキュラム策定等を進めている段階である。

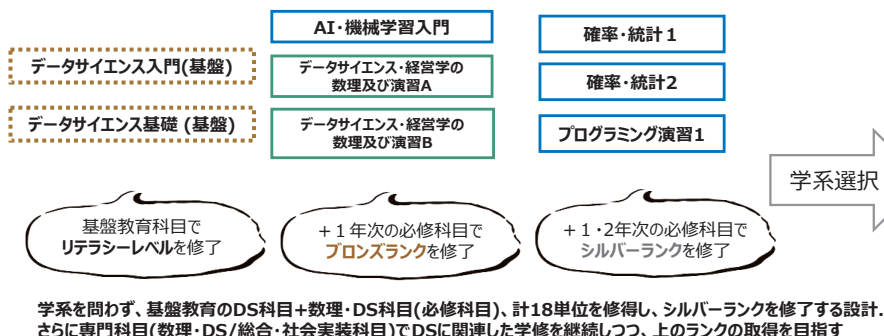
宇都宮大学 大学教育推進機構 数理・データサイエンス <http://hae.utsunomiya-u.ac.jp/kiban/ds/index.html>

ランク制度による学修内容の明確化と学習意欲の啓発

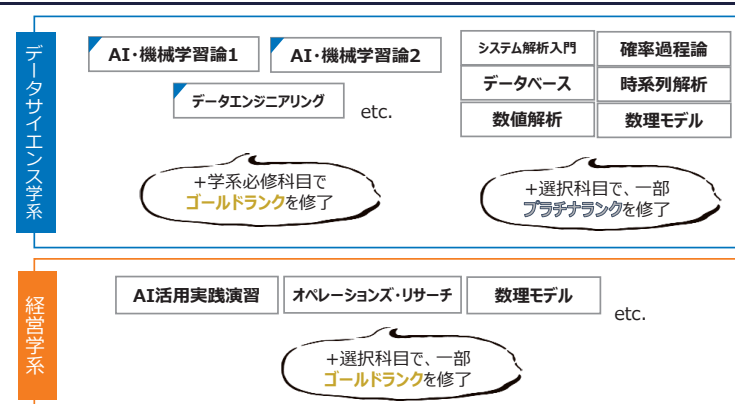
「応用基礎レベル」のモデルカリキュラムの内容は多岐にわたり、新学部を卒業する学生の履修内容と、企業等から学生に寄せられる期待との間に齟齬が生じ得る。そうした潜在的なミスマッチを避け、学修した事項やスキル等を明確にするとともに、数理・データサイエンス・AIのより専門的な内容の学修を啓発する目的で、履修状況に応じたランク制度と、それに応じた修了証の発行を行う制度の全学的な整備を予定している。また、必須項目を遺漏なく学修するよう、関連する専門科目を内容ごとに【数学基礎】【統計学】【プログラミング】【AI・機械学習】【データサイエンス応用】と分類した上で修了要件の設定を行う。新学部では、必修科目により応用基礎レベル相当の内容を広くカバーすることで、学部卒業生全体の数理・データサイエンス・AI関連分野の素養について、一定水準以上の質を担保することとする。

※なお、下記の内容については、現在学内で制度設計が協議されている段階であり、新学部は全学的な決定に準ずる。

データサイエンス経営学部と、全学的なDS教育プログラム/ランク制度(仮)との関係



	修了要件	延べ単位数
リテラシーレベル	基盤教育科目の「データサイエンス入門」の2単位に加えて、同「データサイエンス基礎」「実践データサイエンス」何れかの2単位	4
応用基礎レベル		
- ブロンズランク	リテラシーレベル+「AI・機械学習入門」2単位+【数学基礎】から2単位	8
- シルバーランク	ブロンズランク+【統計学】【プログラミング】から4単位	12
- ゴールドランク	シルバーランク+【AI・機械学習】【データサイエンス応用】から6単位	18
- プラチナランク	ゴールドランク+【データサイエンス応用】から6単位以上	24



データサイエンス経営学部の専門科目分類の例:

- 【数学基礎】: データサイエンス・経営学の数理及び演習A/B
データサイエンスの数理A/B, 経済・経営数学
- 【統計学】: 確率・統計1/2, 数理統計学, 社会統計学
- 【プログラミング】: プログラミング演習1/2, データベース
- 【AI・機械学習】: AI・機械学習入門, AI活用実践演習, AI・機械学習論1/2
- 【データサイエンス応用】: データエンジニアリング, 数理モデル, オペレーションズ・リサーチ
数値解析, システム解析入門, 確率過程論, etc.

設置等の趣旨 [資料12]

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
数理・DS科目	プログラミング演習1		プログラミング演習2	データエンジニアリング	数値解析		
	AI・機械学習入門	AI活用実践演習	AI・機械学習論1	AI・機械学習論2			
		データサイエンスの数理A		データベースシステム	システム解析入門		
		データサイエンスの数理B	多変量解析	時系列解析	確率過程論		
	確率・統計1	確率・統計2	数理統計学				
総合・社会実装科目			オペレーションズ・リサーチ	数理モデル			
		社会実装基礎演習1	社会実装基礎演習2	社会実装応用演習1	社会実装応用演習2		
	データサイエンス・経営学の数理及び演習A			インターンシップ	社会実装実践演習	発表技術	
	データサイエンス・経営学の数理及び演習B	経済・経営数学	社会統計学	ビジネス・データサイエンス	データサイエンス・経営学特別演習	卒業研究	
	ゲーム理論入門	マーケティング論	マーケティングリサーチ	計量経済学			
			経営情報論	経営分析	アントレプレナーシップ論		
				知的財産権	イノベーション・マネジメント		
経営学科目	経営学概論	経営管理論	コーポレート・ガバナンス論	人的資源管理論			
		会計学概論	財務会計論	管理会計論	意思決定論		
		金融論概論	企業法	中小企業論	企業論		
		経営戦略論					
	ミクロ経済学	マクロ経済学	経営組織論	NPO論	組織行動論		
基盤教育科目					高度教養科目		
他学部提供科目							
科目区分	基盤教育科目	必修科目	学系必修科目	選択科目	計		
卒業に必要な単位数	28	52	14	30	124		

: 必修科目

: 学系必修科目

: 選択科目



履修モデル（データサイエンス学系の一例）

必修科目（太枠） + データサイエンス学系必修科目 + ★を付した選択科目を履修

	1年		2年		3年		4年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
数理・DS科目	プログラミング演習1			プログラミング演習2	データエンジニアリング	数値解析★		
		AI・機械学習入門	AI活用実践演習★	AI・機械学習論1	AI・機械学習論2			
			データサイエンスの数理A		データベースシステム★	システム解析入門★		
			データサイエンスの数理B	多変量解析★	時系列解析★	確率過程論★		
総合・社会実装科目		確率・統計1	確率・統計2	数理統計学				
				オペレーションズ・リサーチ★	数理モデル★			
			社会実装基礎演習1	社会実装基礎演習2	社会実装応用演習1	社会実装応用演習2		
	データサイエンス・経営学の数理及び演習A				インターンシップ	社会実装実践演習	発表技術	
経営学科科目	データサイエンス・経営学の数理及び演習B	経済・経営数学	社会統計学	ビジネス・データサイエンス	データサイエンス・経営学特別演習	卒業研究		
	ゲーム理論入門	マーケティング論	マーケティングリサーチ	計量経済学★				
			経営情報論	経営分析	アントレプレナーシップ論★			
				知的財産権	イノベーション・マネジメント★			
		経営学概論	経営管理論	コーポレート・ガバナンス論	人的資源管理論			
			会計学概論	財務会計論	管理会計論	意思決定論★		
			金融論概論	企業法	中小企業論	企業論		
			経営戦略論★					
	ミクロ経済学	マクロ経済学	経営組織論★	NPO論	組織行動論			

必修科目

学系必修科目

選択科目

基盤教育科目					
他学部等の科目					
科目区分	基盤教育科目	学部必修科目	学系必修科目	選択科目	計
卒業に必要な単位数	28	52	14	30	124

履修モデル（経営学系の一例）

必修科目（太枠） + 経営学系必修科目 + ★を付した選択科目を履修

	1年		2年		3年		4年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
数理・DS科目	プログラミング演習1			プログラミング演習2	データエンジニアリング	数値解析		
		AI・機械学習入門	AI活用実践演習	AI・機械学習論1	AI・機械学習論2			
			データサイエンスの数理A		データベースシステム	システム解析入門		
			データサイエンスの数理B	多変量解析	時系列解析 ★	確率過程論		
総合・社会実装科目		確率・統計1	確率・統計2	数理統計学				
				オペレーション・リサーチ	数理モデル ★			
			社会実装基礎演習1	社会実装基礎演習2	社会実装応用演習1	社会実装応用演習2		
	データサイエンス・経営学の数理及び演習A				インターンシップ	社会実装実践演習	発表技術	
経営学科科目	データサイエンス・経営学の数理及び演習B		経済・経営数学 ★	社会統計学 ★	ビジネス・データサイエンス	データサイエンス・経営学特別演習	卒業研究	
	ゲーム理論入門		マーケティング論	マーケティングリサーチ	計量経済学 ★			
				経営情報論	経営分析 ★	アントレプレナーシップ論 ★		
					知的財産権 ★	イノベーション・マネジメント		
経営学科科目		経営学概論	経営管理論	コーポレート・ガバナンス論	人的資源管理論			
			会計学概論	財務会計論	管理会計論 ★	意思決定論 ★		
			金融論概論	企業法 ★	中小企業論	企業論 ★		
			経営戦略論					
経営学科科目		ミクロ経済学	マクロ経済学 ★	経営組織論	NPO論 ★	組織行動論 ★		

☐	必修科目
☒	学系必修科目
☐	選択科目

基盤教育科目

他学部等の科目

科目区分	基盤教育科目	学部必修科目	学系必修科目	選択科目	計
卒業に必要な単位数	28	52	14	30	124

既修得単位の読替表（基盤教育科目）

科目区分			必修・選択別	他大学等における履修科目（例）	履修単位数	本学部での読替認定科目	認定単位数
初期導入科目			必修	卒業研究（高専）、スタートアップセミナー	2	新入生セミナー	2
リテラシー科目			必修	スポーツ実習、スポーツ科学	2	スポーツと健康	2
			必修	メディア処理技術概論、コンピュータ入門、情報リテラシー		データサイエンス入門	2
			必修	環境科学、技術者倫理	1	SDGs入門	1
			必修	英語リーディング演習、英語コミュニケーション、英語総合演習、Communication Strategies、Academic Lecture Comprehension、英語表現演習	8	Integrated English I A Integrated English I B Integrated English II A Integrated English II B Advanced English I	8
教養科目	基盤教養科目		必修	日本語文化と教育、現代日本の政治と行政、数学の世界、	2	人間と文化への扉、社会と人間への扉、自然と環境への扉	2
	リベラル アーツ科目	人文科学系科目	選択	文学、哲学入門、こころの科学、メンタルヘルス論、現代心理学、劇場と文化、日本語表現法	10	思想と論理の世界A・B・C、人間発達の世界A・B・C、文学の世界A・B・C、歴史の世界A・B・C、芸術の世界A・B・C、異文化理解の世界A・B・C、言語表現の世界A・B・C	10
		社会科学系科目	選択	歴史学、経済のしくみ、経済事情、産業と経営、現代社会論、地域社会概論、社会思想史、地理学、日本国憲法		親密圏と公共圏の世界A・B・C・D、グローバル化の世界A・B・C、経済生活の世界A・B・C、地域生活の世界A・B・C	
		自然科学系科目	選択	化学・生物学概論、生物科学、熱力学、マルチメディア工学、近代物理学、天文学		自然科学の世界A・B・C、科学技術の世界A・B・C、人間生活と生物の世界A・B・C、人間社会と情報の世界A・B・C、人間生活と健康の世界A・B、人間社会と科学の世界A・B・C	
		総合系科目	選択	防災・安全教育、言語と教育		総合系科目	
		初修外国語系科目	選択	フランス語、スペイン語、中国語、朝鮮語		フランス語基礎Ⅰ・Ⅱ、スペイン語基礎Ⅰ・Ⅱ、中国語基礎Ⅰ・Ⅱ、韓国朝鮮語基礎Ⅰ・Ⅱ	
		基盤キャリア教育系科目	選択	キャリアデザイン		基盤キャリア教育A・B・C	

本学部での読替認定科目単位数

データサイエンス学系・経営学系共通	必修	選択	基盤教育科目合計
	17単位	10単位	27単位

※ただし、認定科目単位数の上限は、基盤教育科目と専門教育科目を合わせて90単位までとする。

既修得単位の読替表（専門教育科目）

科目区分	必修・選択別	他大学等における履修科目（例）	履修単位数	本学部での読替認定科目	認定単位数
数理・データサイエンス科目	必修	プログラミング、Python入門	2	プログラミング演習 1	2
	必修	AI・機械学習入門、AI概論、データサイエンス概論	2	A I・機械学習入門	2
	必修	統計学、確率統計	2	確率・統計 1	2
	必修	統計学、確率統計	2	確率・統計 2	2
	学系必修	プログラミング、C言語	2	プログラミング演習 2	2
	学系必修	解析学、微分積分学、微分積分	2	データサイエンスの数理 A	2
	学系必修	線形代数学、線形代数	2	データサイエンスの数理 B	2
	学系必修	機械学習、機械学習論	2	A I・機械学習論 1	2
	学系必修	数理統計、数理統計学	2	数理統計学	2
	選択	データベース	2	データベース	2
経営学科目	必修	経営学入門、比較経営論、経営学原論	2	経営学概論	2
	必修	経済学入門、経済学原論、近代経済学	2	ミクロ経済学	2
	必修	管理論	2	経営管理論	2
	必修	簿記論、原価会計論	2	会計学概論	2
	学系必修	コーポレート・ファイナンス、金融システム論、銀行論、証券市場論	2	金融論概論	2
	学系必修	企業統治論	2	コーポレート・ガバナンス論	2
	学系必修	財務分析論	2	財務会計論	2
	学系必修	国際戦略論、戦略マネジメント、事業戦略論、競争戦略	2	経営戦略論	2
	学系必修	組織論	2	経営組織論	2
	選択	経済学入門	2	マクロ経済学	2
	選択	契約と法、会社法、商法	2	企業法	2
総合・社会実装科目	必修	数学基礎、数学概論、微積分学、解析学、経済数学、経営数学	3	データサイエンス・経営学の数理及び演習 A	3
	必修	数学基礎、数学概論、線形代数学、経済数学、経営数学	3	データサイエンス・経営学の数理及び演習 B	3
	必修	データ分析演習、経営学演習、経営数学基礎演習	2	社会実装基礎演習 1	2
	必修	データ分析演習、経営学演習	2	社会実装基礎演習 2	2
	必修	グローバル・マーケティング、マーケティング・マネジメント	2	マーケティング論	2
	必修	経営情報論	2	経営情報論	2
	選択	ゲーム理論	2	ゲーム理論入門	2
	選択	経営数学基礎演習	2	経済・経営数学	2
	選択	計量経済学	2	計量経済学	2
	選択	数理モデル	2	数理モデル	2
	選択	社会統計	2	社会統計学	2

本学部での読替認定科目単位数

データサイエンス学系	必修	学系必修	選択	計	経営学系	必修	学系必修	選択	計
	30単位	10単位	26単位	66単位		30単位	10単位	26単位	66単位

※ただし、認定科目単位数の上限は、基盤教育科目と専門教育科目を合わせて90単位までとする。



編入学生履修モデル（データサイエンス学系）

	1年次		2年次		3年次		4年次		単位数 (必修)
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基盤教育科目	初期導入科目 (2単位) リテラシー科目 (計13単位) 基盤教養科目 (2単位) リベラルアーツ科目 (計10単位)					高度教養科目 (1単位)			28 (18)
数理・データサイエンス科目	プログラミング演習 1 (2単位) AI・機械学習入門 (2単位) 確率・統計 1 (2単位) 確率・統計 2 (2単位) プログラミング演習 2 (2単位) データサイエンスの数理 A (2単位) データサイエンスの数理 B (2単位) AI・機械学習論 1 (2単位) 数理統計学 (2単位) AI 活用実践演習 (2単位) 多変量解析 (2単位)				データエンジニアリング (2単位) AI・機械学習論 2 (2単位) データベースシステム (2単位) 時系列解析 (2単位)	数値解析 (2単位) システム解析入門 (2単位) 確率過程論 (2単位)			36 (22)
総合・社会実装科目	データサイエンス・経営学の 数理及び演習 A (3単位) データサイエンス・経営学の 数理及び演習 B (3単位) 社会実装基礎演習 1 (2単位) 社会実装基礎演習 2 (2単位) マーケティング論 (2単位) マーケティングリサーチ (2単位) 経営情報論 (2単位) ゲーム理論入門 (2単位) オペレーションズ・リサーチ (2単位)				社会実装応用演習 1 (2単位) ビジネス・データサイエンス (2単位) 数理モデル (2単位) 計量経済学 (2単位) 知的財産権 (2単位)	社会実装応用演習 2 (2単位) 社会実装実践演習 (3単位) データサイエンス・経営学 特別演習 (3単位) アントレプレナーシップ論 (2単位) イノベーション・マネジメント (2単位)	卒業研究 (6単位) 発表技術 (2単位)		50 (36)
経営学科目	経営学概論 (2単位) ミクロ経済学 (2単位) 経営管理論 (2単位) 会計学概論 (2単位)					意思決定論 (2単位)			10 (8)
他学部等の科目									0 (0)
各学期修得単位数	77単位 (既修得認定単位数)				18単位	21単位	4単位	4単位	124 (84)
合計修得単位数					124単位				

編入学時既修得単位認定

黄色マーカー：必修科目、青色マーカー：データサイエンス学系必修科目



編入学生履修モデル（経営学系）

	1年次		2年次		3年次		4年次		単位数 (必修)
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基盤教育科目	初期導入科目 (2単位) リテラシー科目 (計13単位) 基盤教養科目 (2単位) リベラルアーツ科目 (計10単位)					高度教養科目 (1単位)			28 (18)
数理・データ サイエンス科目	プログラミング演習 1 (2単位) AI・機械学習入門 (2単位) 確率・統計 1 (2単位) 確率・統計 2 (2単位)				時系列解析 (2単位)				10 (8)
総合・社会実装科目	データサイエンス・経営学の 数理及び演習 A (3単位) データサイエンス・経営学の 数理及び演習 B (3単位) 社会実装基礎演習 1 (2単位) 社会実装基礎演習 2 (2単位) マーケティング論 (2単位) マーケティングリサーチ (2単位) 経営情報論 (2単位) 経済・経営数学 (2単位) 社会統計学 (2単位)				社会実装応用演習 1 (2単位) ビジネス・データサイエンス (2単位) 数理モデル (2単位) 経営分析 (2単位) 知的財産権 (2単位) 計量経済学 (2単位)	社会実装応用演習 2 (2単位) 社会実装実践演習 (3単位) データサイエンス・経営学 特別演習 (3単位) アントレプレナーシップ論 (2単位)	卒業研究 (6単位) 発表技術 (2単位)		50 (36)
経営学科目	経営学概論 (2単位) ミクロ経済学 (2単位) 経営管理論 (2単位) 会計学概論 (2単位) 金融論概論 (2単位) コーポレート・ガバナンス論 (2単位) 財務会計論 (2単位) 経営戦略論 (2単位) 経営組織論 (2単位) マクロ経済学 (2単位) 企業法 (2単位)				人的資源管理論 (2単位) 中小企業論 (2単位) 管理会計論 (2単位) NPO論 (2単位)	意思決定論 (2単位) 企業論 (2単位) 組織行動論 (2単位)			36 (22)
他学部等の科目									0 (0)
各学期修得単位数	77単位 (既修得認定単位数)				22単位	17単位	4単位	4単位	124 (84)
合計修得単位数	124単位								

編入学時既修得単位認定

黄色マーカー：必修科目、オレンジ色マーカー：経営学系必修科目

○国立大学法人宇都宮大学職員就業規則

(平成16 規程第10号)

改正	平成17 規程第18号	平成18 規程第6号
	平成19 規程第19号	平成20 規程第77号
	平成21 規程第18号	平成22 規程第97号
	平成25 規程第20号	平成25 規程第50号
	平成27 規程第33号	平成28 規程第100号
	平成28 規程第112号	平成30年 規程第15号
	令和2年 規則第6号	

目次

- 第1章 総則(第1条－第5条)
- 第2章 採用・退職等
 - 第1節 採用(第6条－第9条)
 - 第2節 昇任及び降任(第10条・第11条)
 - 第3節 異動(第12条－第13条)
 - 第4節 休職(第14条－第17条)
 - 第5節 退職及び解雇(第18条－第26条)
 - 第6節 退職後の責務(第27条－第29条)
- 第3章 給与(第30条)
- 第4章 服務(第31条－第37条)
- 第5章 労働時間、休日及び休暇(第38条－第41条)
- 第6章 職員研修(第42条)
- 第7章 評価(第43条)
- 第8章 賞罰(第44条－第48条)
- 第9章 安全衛生(第49条－第54条)
- 第10章 旅費(第55条)
- 第11章 福利・厚生(第56条)
- 第12章 災害補償(第57条・第58条)
- 第13章 退職手当(第59条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)
第89条第1項の規定により、国立大学法人宇都宮大学(以下「本学」という。)に
勤務する職員の就業について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の定義)

第2条 この規則において職員とは、第6条の規定により本学に採用された者をい
う。

2 この規則において教員とは、前項の規定による職員のうち、教授、准教授、講
師(常時勤務する者に限る。)、助教、助手、副園長、副校長、主幹教諭、教諭、
養護教諭及び栄養教諭の職にある者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、前条第1項に定める職員に適用する。

2 非常勤職員及び第22条の規定により再雇用された職員の就業について必要な事
項は、別に定める。

3 外国人教師及び外国人研究員の就業については、学長とその者が書面により締
結した契約書の内容によるものとする。

(法令との関係)

第4条 この規則に定めのない事項については、労基法、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(遵守遂行)

第5条 本学及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 採用・退職等

第1節 採用

(採用)

第6条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

2 職員の採用について必要な事項は、別に定める「国立大学法人宇都宮大学職員人事規程」による。

3 一定の期間を定めて職員を採用することがある。

(労働条件の明示)

第7条 職員の採用に際しては、次に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- (3) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 給与に関する事項
- (6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
- (7) 退職手当に関する事項
- (8) 賞与に関する事項
- (9) 安全及び衛生に関する事項
- (10) 研修に関する事項
- (11) 災害補償に関する事項
- (12) 表彰及び懲戒に関する事項
- (13) 休職に関する事項

(試用期間)

第8条 職員として採用された者には、採用の日から6か月の試用期間を設ける(附属学校の教諭にあっては1年)。ただし、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。

2 試用期間中に又は試用期間終了後に、勤務実績の不良なこと、心身に故障があることその他の事由に基づいて本学に引き続き雇用しておくことが適当でない場合には、解雇することがある。

3 試用期間は勤続年数に通算する。

(提出書類)

第9条 職員に採用された者は、次の書類をすみやかに提出しなければならない。

ただし、国、地方自治体その他関係団体から引き続き本学の職員となった者については、第2号から第6号に定める書類は提出を要しない場合がある。

- (1) 誓約書
- (2) 履歴書
- (3) 卒業証明書
- (4) 資格に関する証明書

- (5) 住民票記載事項の証明書
- (6) 健康診断書
- (7) その他本学において必要と認める書類

2 提出書類の記載事項に異動があったときは、職員は、所要の書類により、その都度すみやかに、届けなければならない。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第10条 職員の昇任は、選考によるものとする。

2 職員の昇任について必要な事項は、別に定める「国立大学法人宇都宮大学職員人事規程」による。

(降任)

第11条 職員が次のいずれかに該当する場合は、降任することができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 本人から降任の申出があった場合
- (4) その他、その職務に必要な適格性を欠く場合

2 職員をその意に反して降任させる場合は、所定の手続きを経なければならない。

第3節 異動

(配置換・出向等)

第12条 職員は、業務上の必要により配置換、兼務、出向又は転籍(以下「配置換等」という。)を命ぜられることがある。ただし、転籍については、本人の同意を得たうえで命ずるものとする。

2 配置換等(転籍を除く。)を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

3 職員の出向に関し必要な事項は、別に定める「国立大学法人宇都宮大学職員出向規程」による。

(クロスアポイントメント)

第12条の2 教員は、業務上必要と認められる場合、学長の承認を受けて、本学以外の他の機関(以下「相手方機関」という。)との協定に基づき、本学の教員及び相手方機関の教員等の双方の身分を有しながら本学及び相手方機関の業務を行うこと(ただし、第37条に規定する兼業によるものを除く。以下「クロスアポイントメント」という。)ができるものとする。

2 クロスアポイントメントについて必要な事項は、別に定める「国立大学法人宇都宮大学クロスアポイントメント制度に関する規程」による。

(着任)

第13条 職員は、採用された日に着任しなければならない。ただし、住居移転を伴う等の理由により採用された日に着任できないときは、学長の承認を得なければならない。

第4節 休職

(休職)

第14条 職員が次のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 学校、研究所、病院その他学長が認める公共施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従

事し、又は学長が認める国際事情の調査等の業務に従事する場合

- (4) 科学技術に関する国及び独立行政法人と共同して行われる研究又は国若しくは独立行政法人の委託を受けて行われる研究に係る業務であつて、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は学長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
- (5) 研究成果活用企業の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要がある、大学の職務に従事することができない場合
- (6) わが国の加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
- (7) 労働組合業務に専従する場合
- (8) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められるとき

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 職員をその意に反して休職としようとするときは、所定の手続を経なければならない。

(休職期間)

第15条 前条第1項第1号の休職の期間は、休養を要する程度に応じ、同項第3号から第9号の休職の期間は、必要に応じいずれも3年を超えない範囲内で学長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合は、休職の日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。ただし、前条第1項第1号の休職において、復職した日以後1年以内に同一の負傷、疾病又は同一の負傷、疾病に起因すると認められる負傷、疾病により再度休職する場合の当該休職の期間は、復職前の休職の期間と通算するものとする。

2 前条第1項第2号の休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるときは、2年とする。

(休職中の身分)

第16条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(復職)

第17条 第15条の休職期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、復職を命じる。

2 休職期間が満了したときは、当然復職するものとする。

3 前2項の場合、第14条第1項第1号の休職については、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命じる。この場合において、医師について本学が指定することがある。

4 第1項及び第2項の場合、原則として休職前の職場に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第18条 職員は、次のいずれかに該当するときは退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を願い出て学長から承認されたとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 早期退職制度により認定されたとき。
- (4) 期間を定めて雇用をされている場合、その期間を満了したとき。
- (5) 第15条第1項に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき。

(6) 死亡したとき

(自己都合による退職手続)

第19条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、原則として退職を予定する日の30日前までに、学長に退職願を提出しなければならない。

2 職員は、退職願を提出しても、退職するまでの間は、従来 of 職務に従事しなければならない。

(定年)

第20条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、教員(副園長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。)の定年は、年齢65年とする。

2 定年による退職の日(以下「定年退職日」という。)は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(早期退職制度による退職)

第20条の2 職員は、早期退職制度により定年退職日の前に退職することができる。

2 職員の早期退職制度に関し必要な事項は、別に定める。

(定年による退職の特例)

第21条 定年に達した職員(教員のうち、教授、准教授、講師(常時勤務する者に限る。)、助教及び助手を除く。)が第20条の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、第20条の規定にかかわらず、1年を超えない範囲において、定年退職日を延長することがある。

(再雇用)

第22条 第20条の規定により退職した者又は前条の規定により勤務した後退職した者について、1年を超えない範囲内で期間を定めて再雇用することがある。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた者について、1年を超えない範囲内で期間を定めて再雇用することがある。

3 前2項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

4 前3項の規定による任期の末日は、その者の年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までとする。

(当然解雇)

第23条 職員が次のいずれかに該当するに至ったときは、解雇する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合

(2) 禁固以上の刑に処せられた場合

(その他の解雇)

第24条 職員が次のいずれかに該当する場合は、所定の手続を経て解雇することができる。

(1) 勤務実績が著しくよくない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合

(4) 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合

(5) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合

(解雇制限)

第25条 職員が、次のいずれかに該当する場合は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず、労基法第81条の規定により、打切補償を支払う場合、又は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定により所轄の労働基準監督署長の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 労基法第65条に規定される産前産後休業の期間及びその後30日間
(解雇予告)

第26条 職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分を支払う。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮する。

第6節 退職後の責務

(秘密の遵守)

第27条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密及び個人情報等を他に漏らしてはならない。

(使用物品の返還)

第28条 退職又は解雇された者は、使用している物品を返還しなければならない。
(退職証明書の交付)

第29条 退職又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 証明書には前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

4 職員が第26条前段の規定により解雇予告された日から退職の日までの間において、当該解雇予告理由について証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

第3章 給与

(給与規定)

第30条 職員の給与について必要な事項は、別に定める「国立大学法人宇都宮大学職員給与規程」及び「国立大学法人宇都宮大学年俸制給与規程」による。

第4章 服務

(誠実義務)

第31条 職員は、学長の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、本学の秩序維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第32条 職員は、この規則又は関係諸規程の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、本学がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職場規律)

第33条 職員は、上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務の遂行しなければならない。

(遵守事項)

第34条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 職務の内外を問わず、本学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 職務上知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- (4) 本学の敷地及び施設内(以下「本学内」という。)で、喧噪、その他の秩序・風紀等を乱す行為をしてはならない。
- (5) 学長の許可なく、本学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。

(職員の倫理)

第35条 職員の倫理について、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める「国立大学法人宇都宮大学役員・職員倫理規程」による。

(ハラスメントに関する措置)

第36条 ハラスメントの防止等に関する措置について必要な事項は、別に定める「国立大学法人宇都宮大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」による。

(兼業の制限)

第37条 職員は、学長の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 職員の兼業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人宇都宮大学職員兼業規程」による。

第5章 労働時間、休日及び休暇

(労働時間等)

第38条 職員の労働時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人宇都宮大学職員の労働時間及び休暇等に関する規程」による。

(育児休業等)

第39条 職員は、学長に申し出て育児休業、育児短時間勤務又は育児時間休業(以下「育児休業等」という。)の適用を受けることができる。

2 育児休業等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人宇都宮大学職員の育児休業等に関する規程」による。

(介護休業等)

第40条 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、学長に申し出て介護休業、介護部分休業又は介護時間休業(以下「介護休業等」という。)の適用を受けることができる。

2 介護休業等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人宇都宮大学職員の介護休業等に関する規程」による。

(自己啓発等休業)

第41条 自発的に大学等における修学や国際貢献活動を希望する職員は、学長の承認を受けて自己啓発等休業をすることができる。

- 2 自己啓発等休業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人宇都宮大学職員の自己啓発等休業に関する規程」による。

第6章 職員研修

(職員研修)

第42条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合は、研修を受けなければならない。

- 2 職員の研修について必要な事項は、別に定める「国立大学法人宇都宮大学職員研修規程」による。

第7章 評価

(勤務評定)

第43条 職員の勤務成績について評定を実施する。

第8章 賞罰

(表彰)

第44条 職員が次のいずれかに該当する場合は、これを表彰する。

- (1) 本学の発展に大きな貢献を果たした場合
 - (2) 学術上顕著な研究業績があった場合
 - (3) 教育実践上顕著な功績があった場合
 - (4) 業務上顕著な功績があった場合
 - (5) 社会的功績により本学の名誉となり、他の職員の模範となる場合
 - (6) 本学において重大な事故、災害を未然に防止し、又は事故、災害への対処において、その功績が顕著であった場合
 - (7) 永年にわたり誠実に勤務し、その成績が優秀で他の職員の模範となる場合
 - (8) その他特に職員の模範として推奨すべき功績があった場合
- 2 職員の表彰について必要な事項は、別に定める「国立大学法人宇都宮大学職員表彰規程」による。

(懲戒)

第45条 職員が次のいずれかに該当する場合は、所定の手続きを経て懲戒することができる。

- (1) 正当な理由なしに無断欠勤した場合
- (2) 正当な理由なしにしばしば遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- (3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えたとき
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき
- (5) 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけたとき
- (6) 素行不良で本学内の秩序又は風紀を乱したとき
- (7) 重大な経歴詐称をした場合
- (8) その他この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準じる行為があったとき

(懲戒の種類・内容)

第46条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させるほか、減給1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の半日分を限度としてその総額が一給与支払い期間の給与総額の10分の1を上限に減額する。
- (3) 停職 始末書を提出させるほか、6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間給与を支給しない。

(4) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合は懲戒解雇とする。

(5) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。この場合において所轄の労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当を支給しない。

(訓告等)

第47条 懲戒処分のない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告、嚴重注意を行うことができる。

(損害賠償)

第48条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

2 前項の賠償責任は、職員が退職し、又は解雇された後といえども免れない。

第9章 安全衛生

(安全・衛生の確保に関する措置)

第49条 本学は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令に基づき、職員の健康増進と危険防止のため必要な措置を講じる。

2 職員は、安全、衛生及び健康確保について、関係法令のほか、所属長の指示を守るとともに、本学が行う安全・衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全、衛生教育)

第50条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、本学が行う教育、訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第51条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに、直ちに所属長その他の関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第52条 職員は、安全・衛生を確保するため、次の事項を守らなければならない。

(1) 安全及び衛生について所属長の命令、指示等を守り、実行すること。

(2) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。

(3) 安全衛生装置、消火装置、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該地域に立ち入らないこと。

(健康診断)

第53条 職員の健康診断は、毎年1回定期的にこれを行うほか、必要に応じて、全部又は一部の職員を対象に、臨時の健康診断を行う。

2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認められる場合は、職員の就業を禁止し、勤務時間を制限する等、職員の健康保持に必要な措置を講じる。

3 職員は、正当な事由なしに第1項の健康診断及び前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第54条 職員が次のいずれかに該当する場合は、その就業を禁止することがある。

(1) 本人、同居人又は近隣の者が伝染病にかかるか、その疑いがあるとき

(2) 精神障害又は心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のために病勢が増悪する恐れのあるとき

(3) 前二号に準ずる事情があるとき

- 2 前項第1号及び第2号に該当する場合には、直ちに所属長に届け出て、その指示に従わなければならない。

第10章 旅費

(旅費)

第55条 職員が業務上、出張を命ぜられた場合の旅費について必要な事項は、別に定める「国立大学法人宇都宮大学旅費規程」による。

第11章 福利・厚生

(宿舍利用)

第56条 職員の宿舍の利用については、別に定める「国立大学法人宇都宮大学職員宿舍規程」による。

第12章 災害補償

(業務上の災害補償)

第57条 職員の業務上の災害については、労基法及び労災法の定めるところにより、同法の各補償給付を受けるものとする。

(通勤途上の災害)

第58条 職員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところにより同法の各給付を受けるものとする。

第13章 退職手当

(退職手当)

第59条 職員の退職手当について必要な事項は、別に定める「国立大学法人宇都宮大学職員退職手当規程」による。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 規則第3条第1項の規定にかかわらず、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「国大法」という。)附則第4条の規定により、施行日において、国立大学法人宇都宮大学の職員となった者についても、同条における職員とする。
- 3 この規則の施行日前に、国家公務員法、人事院規則及びその他関係法令により発令又は承認を受けていた職員が、国大法附則第4条の規定により本学に承継された場合には、学長から別に辞令を発せられない限り、当該発令又は承認の効力を承継する。
- 4 この規則の施行日前に行った職員の非違行為は、この規則施行後の大学の職員として行ったものとみなし、第45条の規定を適用するものとする。

附 則(平成17 規程第18号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18 規程第6号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19 規程第19号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20 規程第77号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21 規程第18号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22 規程第97号)

この規則は、平成22年11月22日から施行する。

附 則(平成25 規程第20号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25 規程第50号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27 規程第33号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28 規程第100号)

- 1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き第14条第1項第1号の休職とされている場合における、第15条第1項ただし書の規定により通算する休職期間は、施行日以後の期間とする。

附 則(平成28 規程第112号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成30年 規程第15号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年 規則第6号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

設置等の趣旨【資料19】

データサイエンス経営学部時間割表（前期）

基盤教育科目(必修)
基盤教育科目(選択)

数理・DS科目(必修)
数理・DS科目(学系必修)
数理・DS科目(選択)

総合・社会実装科目(必修)
総合・社会実装科目(選択)

経営学科科目(必修)
経営学科科目(学系必修)
経営学科科目(選択)

曜日	学年	1-2時限			3-4時限			5-6時限			7-8時限			9-10時限		
		授業科目名	教員	教室	授業科目名	教員	教室	授業科目名	教員	教室	授業科目名	教員	教室	授業科目名	教員	教室
月	1	ゲーム理論入門	(溝口)	峰	Integrated English I A		峰	スポーツと健康		峰						
	2	会計学概論	白山	峰	金融論概論	磯谷	峰	Advanced English I		峰						
	3	計量経済学	(福田)	峰	中小企業論	田村	峰				社会実装応用演習1	全教員	峰			
	4															
火	1				データサイエンス・経営学の数理及び演習A	(小林)	峰	データサイエンス・経営学の数理及び演習A	(小林)	峰				Integrated English I B		峰
	2				社会実装基礎演習1	畑中	峰	Advanced English I								
	3				データベースシステム	(藤井(雅))	陽東									
	4															
水	1	リベラルアーツ科目(選択)		峰	リベラルアーツ科目(選択)		峰	リベラルアーツ科目(選択)		峰	リベラルアーツ科目(選択)		峰	リベラルアーツ科目(選択)		峰
	2	Advanced English I		峰	Advanced English I		峰	Advanced English I		峰	経営管理論	大嶋	峰	経営戦略論	田村	峰
	3	数理モデル	畑中	峰	AI・機械学習論2	(加藤(晴))	峰	データエンジニアリング	佐藤	峰						
	4															
木	1	Integrated English I A		峰	リベラルアーツ科目(選択)		峰	リベラルアーツ科目(選択)		峰	データサイエンス入門	河本	峰	リベラルアーツ科目(選択)		峰
	2	マーケティング論	杉田	峰	データサイエンスの数理A	川面	峰	経済・経営数学	坂巻	峰	確率・統計2	熊本	峰			
	3				NPO論	(石井)	陽東				ビジネス・データサイエンス	坂巻	峰	時系列解析	河本	峰
	4															
金	1	新入生セミナー	磯谷	峰	プログラミング演習1	吉田	峰	データサイエンス・経営学の数理及び演習B	(齋藤)	峰	データサイエンス・経営学の数理及び演習B	(齋藤)	峰			
	2				マクロ経済学	加藤(弘)	峰	データサイエンスの数理B	佐藤	峰						
	3	知的財産権	(藤井(重))	峰	人的資源管理論	森田	峰	経営分析	(中川)	峰	管理会計論	白山	峰			
	4															

- 集中・不定時の科目
AI活用実践演習（市浦）〔2年前期集中〕
インターンシップ（長谷川）〔3年前期不定時〕
卒業研究（全教員）〔4年通年不定時〕
発表技術（全教員）〔4年通年不定時〕

データサイエンス経営学部時間割表（後期）

基盤教育科目(必修)
基盤教育科目(選択)

数理・DS科目(必修)
数理・DS科目(学系必修)
数理・DS科目(選択)

総合・社会実装科目(必修)
総合・社会実装科目(選択)

経営学科科目(必修)
経営学科科目(学系必修)
経営学科科目(選択)

曜日	学年	1-2時限			3-4時限			5-6時限			7-8時限			9-10時限		
		授業科目名	教員	教室	授業科目名	教員	教室	授業科目名	教員	教室	授業科目名	教員	教室	授業科目名	教員	教室
月	1	リベラルアーツ科目(選択)		峰	Integrated EnglishⅡA		峰	リベラルアーツ科目(選択)		峰	リベラルアーツ科目(選択)		峰	リベラルアーツ科目(選択)		峰
	2				財務会計論	白山	峰	Advanced English I		峰						
	3															
	4															
火	1	経営学概論	土屋	峰							SDGs入門	(高橋)	峰	Integrated English ⅡB		峰
	2	オペレーションズ・リサーチ	坂巻	峰	経営組織論	土屋	峰	Advanced English I		峰	コーポレート・ガバナンス論	(明山)	峰			
	3				意思決定論	(八尾)	峰	企業論	(明山)	峰	組織行動論	(舟山)	峰	社会実装応用演習2	全教員	峰
	4															
水	1	ミクロ経済学	加藤(弘)	峰	確率・統計1	(小林)	峰	データサイエンス・経営学の数理及び演習A	(小林)	峰	データサイエンス・経営学の数理及び演習A	(小林)	峰			
	2	Advanced English I		峰	Advanced English I		峰	Advanced English I		峰	経営情報論	森田	峰	社会実装基礎演習2	土屋	峰
	3										確率過程論	熊本	峰			
	4															
木	1	Integrated EnglishⅡA		峰	リベラルアーツ科目(選択)		峰	リベラルアーツ科目(選択)		峰	リベラルアーツ科目(選択)		峰	リベラルアーツ科目(選択)		峰
	2	多変量解析	河本	峰				マーケティングリサーチ	大嶋	峰	企業法	(小菅)	峰	数理統計学	河本	峰
	3				高度教養セミナー	全教員	峰	アントレプレナーシップ論	(市浦)	峰						
	4															
金	1				AI・機械学習入門	畑中	峰	データサイエンス・経営学の数理及び演習B	(齋藤)	峰	データサイエンス・経営学の数理及び演習B	(齋藤)	峰			
	2				社会統計学	(阪田)	陽東	AI・機械学習論1	吉田	峰	プログラミング演習2	長谷川	峰			
	3				数値解析	吉田	峰	システム解析入門	川面	峰						
	4															

- 集中・不定時の科目
イノベーション・マネジメント(西村) [3年後期集中]
社会実装実践演習(全教員) [3年後期不定時]
データサイエンス・経営学特別演習(全教員) [3年後期不定時]

○国立大学法人宇都宮大学学術院規程

(平成28 規程第106号)

改正 平成29 規程第28号 平成30年 規程第31号

平成31年 規程第17号 令和3年 規程第115号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学組織規程第12条の4第2項の規定に基づき、国立大学法人宇都宮大学に置く学術院について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学術院は、本学の教育及び社会活動の基盤である研究の活性化を担うことを目的とする。

(教員の所属)

第3条 本学の教授，准教授，講師(常時勤務する者に限る。)，助教及び助手(以下「教員」という。)は、学術院に所属するものとする。

(責任教員)

第4条 教員は、次に掲げるいずれかの責任教員になるものとする。

- (1) 学部の学士課程教育プログラムの責任教員
- (2) 教職大学院の課程教育プログラムの責任教員
- (3) 学部附属施設，学内共同施設，又は機構の責任教員

2 前項のほか、教員は、研究科の次に掲げる責任教員を兼ねることができるものとする。

- (1) 博士前期課程教育プログラムの責任教員
- (2) 博士後期課程教育プログラムの責任教員

(学術院長)

第5条 学術院に、学術院長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 学術院長は、学術院を統括する。

(教育研究評議会)

第6条 学術院に関し必要な事項は、教育研究評議会において審議するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学術院に関し必要な事項は、学術院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29 規程第28号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年 規程第31号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年 規程第17号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年 規程第115号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

○宇都宮大学学部長等選考規程

(平26規程 第55号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学組織規程第21条及び第23条に規定する学部長及び研究科長(以下「学部長等」という。)の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考)

第2条 学部長等は、当該学部又は研究科(以下「学部等」という。)の教授のうちから学長が選考する。

2 学長は、前項の選考にあたり、学部等に候補者の推薦を求めるものとする。

3 学長から候補者の推薦を求められた学部等は、3名程度の候補者を学長に推薦するものとする。

(学部長等の選考時期)

第3条 学部長等の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 任期が満了するとき。

(2) 辞任を申し出たとき。

(3) 欠員になったとき。

2 選考の時期は、前項第1号に該当する場合は任期満了3月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は速やかに行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

○宇都宮大学教授会規程

(昭和24年8月23日)

改正	昭和24年12月1日	昭和26年10月17日	昭31 規程第6号
	昭43 規程第8号	平3 規程第14号	平6 規程第5号
	平9 規程第18号	平10 規程第3号	平10 規程第74号
	平11 規程第28号	平12 規程第52号	平13 規程第15号
	平16 規程第52号	平17 規程第4号	平17 規程第9号
	平18 規程第5号	平18 規程第43号	平18 規程第51号
	平18 規程第62号	平19 規程第10号	平19 規程第19号
	平19 規程第54号	平20 規程第13号	平23 規程第29号
	平24 規程第19号	平25 規程第33号	平26 規程第20号
	平26 規程第56号	平27 規程第5号	平28 規程第22号
	平29 規程第20号	平成30年 規程第32号	平成31年 規程第51号
	令和2年 規程第32号	令和3年 規程第108号	

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学組織規程第30条第2項に基づき、宇都宮大学の各学部置く教授会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 各学部教授会は、国立大学法人宇都宮大学学術院規程(以下「学術院規程」という。)第4条第1項第1号及び第3号並びに第2項に基づく、当該学部、研究科及び学部附属教育施設の責任教員をもって組織する。ただし、共同教育学部教授会にあっては、学術院規程第4条第1項第2号に基づく、責任教員を含め組織するものとする。

2 学内共同施設及び機構の責任教員のうち、学術院規程第4条第2項に規定する責任教員とならないものについては、学術院長及び学部長の承認により、いずれかの学部教授会に所属するものとする。

3 外部資金によって採用された特任教員については、その責任者及び学部長の承認により希望する教授会に加わることができる。

(役割)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長、学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営)

第4条 学部長は、それぞれ教授会を主宰して、その議長となる。

2 学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長が指名する者が議長となり、その職務を代行する。

3 学内共同施設の責任教員は、それぞれの教授会が定める事項の審議には加わることができない。

4 特任教員については、前項の規定を準用する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、当該学部長が別に定める。

- 2 学部長は、前項の事項を定めるに当たり、あらかじめ、学長の意見を聞くものとする。

附 則
中略

附 則(昭43 規程第8号)
この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(平3 規程第14号)
この規程は、平成3年4月12日から施行する。

附 則(平6 規程第5号)
この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平9 規程第18号)
この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平10 規程第3号)
この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則(平10 規程第74号)
この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平11 規程第28号)
この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平12 規程第52号)
この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平13 規程第15号)
この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平16 規程第52号)
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平17 規程第4号)
この規程は、平成17年2月15日から施行し、平成17年2月1日から適用する。

附 則(平17 規程第9号)
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平18 規程第5号)
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平18 規程第43号)
この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平18 規程第51号)
この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平18 規程第62号)

この規程は、平成18年9月26日から施行する。

附 則(平19 規程第10号)

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平19 規程第19号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平19 規程第54号)

この規程は、平成19年10月15日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則(平20 規程第13号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第4項の改正規定は、平成20年3月25日から施行する。

附 則(平23 規程第29号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平24 規程第19号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平25 規程第33号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平26 規程第20号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平26 規程第56号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平27 規程第5号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平28 規程第22号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平29 規程第20号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年 規程第32号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年 規程第51号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年 規程第32号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年 規程第108号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

○国立大学法人宇都宮大学戦略企画本部規程

(平成31年 規程第19号)

改正 和3年 規程第54号 和3年 規程第130号

令和4年 規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学組織規程第11条の2第2項の規程に基づき、宇都宮大学戦略企画本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本部は、国立大学法人宇都宮大学（以下「本学」という。）の改革を戦略的かつ機動的に推進し、もって本学の発展に資することを目的とする。

(任務)

第3条 本部は、学長のリーダーシップのもと、本学が戦略的に取り組むべき重要事項に係る企画及び立案並びに総合調整を行う。

(組織)

第4条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) その他学長が必要と認めた者

(本部長及び副本部長)

第5条 本部長は、学長をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を掌理する。

3 副本部長は、あらかじめ本部長の指名する者をもって充てる。

4 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(戦略企画本部会議)

第6条 本部に、戦略企画本部会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事項の検討、調整及び審議を行う。

- (1) 第2条の目的を具体化するための事項
- (2) 教員人事に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

3 会議は、第4条に規定する者をもって組織する。ただし、前項第2号に規定する事項の検討、調整及び審議を行う場合の委員は、第4条に規定する者のうち学長が指名する者とする。

4 会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

5 会議に副議長を置き、副本部長をもって充てる。

6 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 第2項において審議を行う場合、第3項に規定する者のうち、過半数の出席をもって成立する。

8 前項における議事は、出席した者の3分の2以上をもって決する。

9 会議は、必要に応じて第3項に規定する者以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(戦略企画チーム等)

第7条 本部に、戦略企画チーム又は特定の事項を検討する会議（以下「チーム等」という。）を置くことができる。

2 チーム等は、学長の命を受けて、本学の改革に係る重要な事項について、基本的戦略の立案その他戦略的な取組の立案のために必要な調査・分析を行うものと

する。

3 チーム等の組織及び運営については、学長が別に定める。

(事務)

第8条 本部の事務は、関係部局等の協力を得て、戦略企画室及び総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年 規程第54号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年 規程第130号)

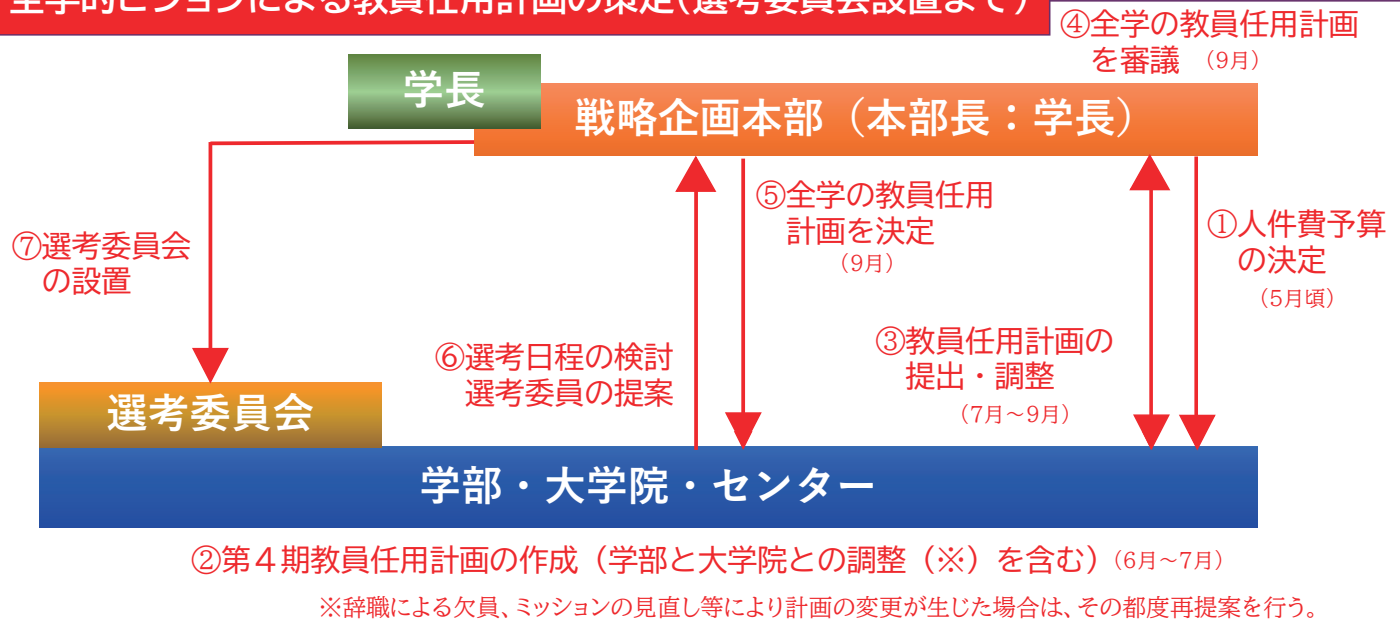
この規程は、令和3年7月9日から施行する。

附 則(令和4年 規程第22号)

この規程は、令和4年3月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

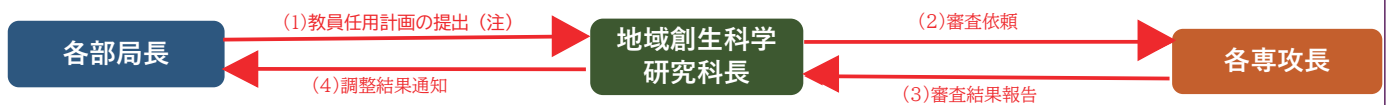
新たな教員任用体制(流れ)

全学的ビジョンによる教員任用計画の策定(選考委員会設置まで)



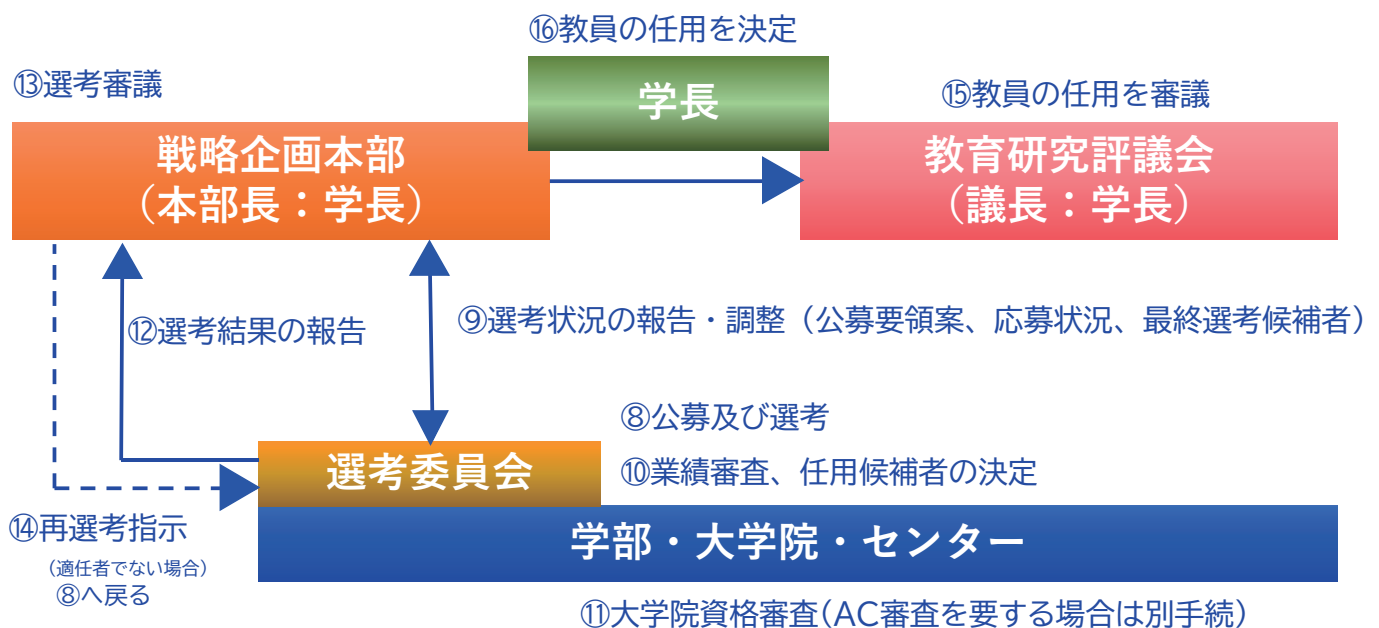
事務担当：戦略企画室

※大学院との調整は次のとおり行うものとする。



注)教員任用計画の提出については、戦略企画本部に提出する日の2週間前までに行うこと。

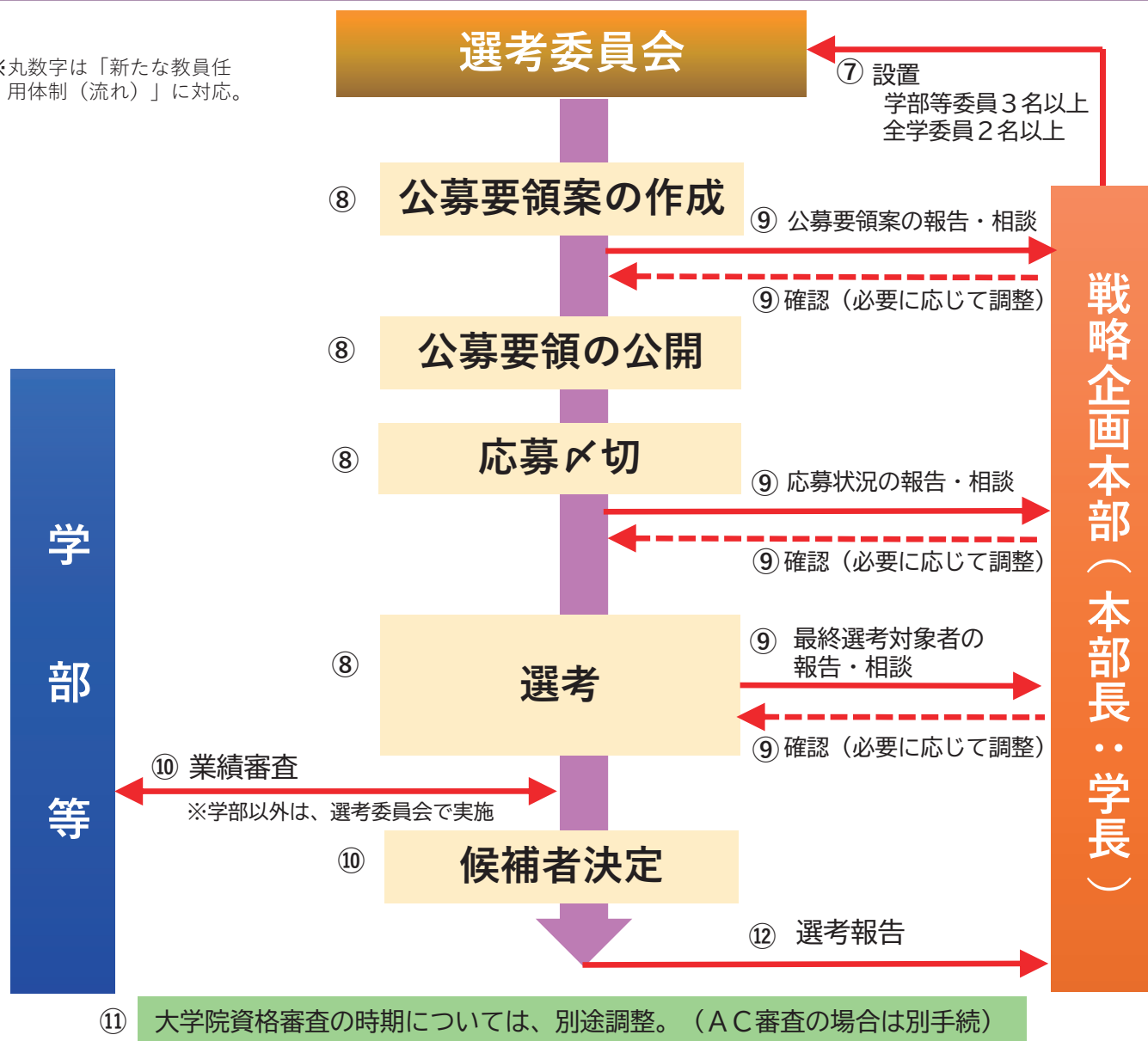
教員任用手続 (選考委員会設置後)



事務担当：総務課教員人事係

教員選考の流れ

※丸数字は「新たな教員任用体制（流れ）」に対応。



標準的な教員任用スケジュール

※〔 〕は、必要に応じて調整を行う事項

	選考 委員会設 置	10日	20日	30日 (1か月)	～	90日 (3か月)	100日	110日	120日 (4か月)	130日	140日	～
学部等									⑩業績審査			
選考 委員会	⑧公募要 領案作成	⑨公募要領案報告	⑧公募（2か月以上）	⑨応募状況報告	⑧選考	⑨最終選考対象者報告	⑩決定	⑫選考報告				
戦略企画 本部		〔確認〕		〔確認〕		〔確認〕		選考審議				
教育研究 評議会											任用審議	
地創研 代議員会									※大学院資格審査の時期については、別途調整。 (AC審査の場合は別手続)			

○国立大学法人宇都宮大学事務組織規程

(昭41 規程第12号)

改正	昭42 規程第12号	昭42 規程第16号	昭43 規程第12号
	昭45 規程第1号	昭46 規程第6号	昭48 規程第8号
	昭49 規程第5号	昭50 規程第7号	昭54 規程第5号
	昭61 規程第3号	昭61 規程第25号	昭62 規程第27号
	昭63 規程第3号	平元 規程第1号	平元 規程第16号
	平2 規程第1号	平2 規程第19号	平3 規程第16号
	平3 規程第55号	平4 規程第15号	平5 規程第12号
	平6 規程第22号	平6 規程第80号	平6 規程第85号
	平7 規程第12号	平8 規程第5号	平8 規程第24号
	平8 規程第34号	平10 規程第6号	平10 規程第43号
	平11 規程第1号	平11 規程第59号	平12 規程第65号
	平13 規程第35号	平14 規程第10号	平16 規程第66号
	平17 規程第42号	平17 規程第52号	平17 規程第69号
	平18 規程第6号	平18 規程第51号	平18 規程第78号
	平18 規程第84号	平19 規程第38号	平20 規程第17号
	平21 規程第17号	平22 規程第8号	平22 規程第102号
	平23 規程第24号	平24 規程第22号	平24 規程第42号
	平25 規程第35号	平25 規程第44号	平26 規程第23号
	平27 規程第47号	平28 規程第8号	平29 規程第10号
	平成30年 規程第39号	平成31年 規程第16号	令和2年 規程第28号
	令和2年 規程第71号	令和2年 規程第102号	令和3年 規程第21号
	令和4年 規程第37号		

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 監査室(第3条)
- 第3章 戦略企画室(第4条)
- 第4章 広報室(第5条)
- 第5章 総務部, 財務部, 学務部及び学術研究部(第6条―第14条)
- 第5章の2 推進支援室(第15条―第17条)
- 第6章 キャンパス事務部(第18条・第19条)
- 第7章 センター事務室(第20条)
- 第8章 事務分掌(第21条)
- 第9章 職員組織(第22条―第30条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学組織規程第32条第2項の規定に基づき、宇都宮大学(以下「本学」という。)の事務組織について定めるものとする。
(事務組織)

第2条 本学の事務組織として、監査室、戦略企画室、広報室、総務部、財務部、学務部、学術研究部、研究推進支援室、大学教育推進支援室、地域創生推進支援室、峰キャンパス事務部、陽東キャンパス事務部、アドミッションセンター事務室を置く。

第2章 監査室

(監査室)

第3条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 内部監査に関すること。
- (2) 監事の行う監査業務に関し、補助し、及び連絡調整すること。

- (3) 会計監査人の行う監査業務に関し、補助し、及び連絡調整すること。
- (4) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (5) その他監査に関すること。

第3章 戦略企画室

(戦略企画室)

第4条 戦略企画室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学運営上における戦略等に関し、総括し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 中期目標及び中期計画等に関し、総括し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (3) 戦略企画本部に関すること。
- (4) 中期目標及び中期計画の策定に関すること。
- (5) 点検・評価及び認証評価に関すること。
- (6) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (7) その他戦略及び評価（I Rを含む。）に関すること。

第4章 広報室

(広報室)

第5条 広報室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 広報に関し、総括し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 公式ホームページの運営及び維持管理に関すること。
- (3) 入学式、学位記授与式、及びオープンキャンパス等の記録に関すること。
- (4) 峰ヶ丘講堂及びUUプラザに関すること。
- (5) 宇都宮大学基金に関し、総括し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (6) 所属する公印の管守に関すること。
- (7) 所掌事務の調査統計及び報告に関すること。
- (8) その他広報に関すること。

第5章 総務部、財務部、学務部及び学術研究部

(総務部、財務部、学務部及び学術研究部)

第6条 総務部に総務課を置く。

2 財務部に財務課及び施設課を置く。

- (1) 財務課に経理調達室を置く。

3 学務部に修学支援課、学生支援課、陽東学務課及び学部等関係課程設置準備室を置く。

- (1) 学生支援課に留学生・国際交流室を置く。

4 学術研究部に研究協力・産学連携課を置く。

- (1) 研究協力・産学連携課に学術情報室及び総合メディア基盤室を置く。

(総務課の事務)

第7条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議その他の諸会議及び儀式その他総務部の所掌する諸行事に関すること。
- (3) 学部、学科等の設置及び改廃に関すること。
- (4) 本学における事務の合理化・効率化に関すること。
- (5) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (6) 学則その他諸規程の制定及び改廃並びに訴訟(他の部課の所掌するものを除く。)に関すること。

- (7) 危機管理(他の部課の所掌するものを除く。)に関する事。
- (8) 秘書業務に関する事。
- (9) 公印の管守並びに公文書の発受及び整理保存に関する事。
- (10) 調査統計その他諸報告(他の部課の所掌するものを除く。)に関する事。
- (11) 旧教養部(平成6年9月30日廃止)の資料保存等に関する事。
- (12) 人事事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (13) 職員の人事に係る企画立案に関する事。
- (14) 職員の任免、懲戒、服務及び勤務評定に関する事。
- (15) 職員の定数に関する事。
- (16) 職員の給与に関する事。
- (17) 職員の研修に関する事。
- (18) 職員の健康管理に関する事。
- (19) 職員の福利及び厚生に関する事。
- (20) 職員の災害補償に関する事。
- (21) 退職手当に関する事。
- (22) 共済組合に関する事。
- (23) ハラスメントに関する事。
- (24) 本学における安全管理に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (25) 栄典及び表彰に関する事。
- (26) 職員の団体に関する事。
- (27) 職員の労働保険、健康保険(介護保険を含む。)及び厚生年金保険に関する事。
- (28) 職員の勤務条件に関する事。
- (29) 職員の兼業、兼職に関する事。
- (30) 男女共同参画に関する事。
- (31) その他人事等に関する事。

(財務課の事務)

第8条 財務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 財務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (2) 財務に係る企画立案及び調査に関する事。
- (3) 財務に係る法令及び関連する諸規程並びに財務に係る争訟に関する事。
- (4) 運営費交付金、学生納付金、寄附金等の管理に関する事。
- (5) 予算及び決算に関する事。
- (6) 財務会計システムの運用に関する事。
- (7) 財務書類の審査に関する事。
- (8) 会計に係る内部監査に関する事。
- (9) 会計検査院の实地検査への対応に関する事。
- (10) 会計監査人の監査への対応に関する事。
- (11) 準用する企業会計に関する事。
- (12) 不動産の管理に関する事。
- (13) 職員宿舎の管理に関する事。
- (14) 交通対策(他の部課の所掌するものを除く。)に関する事。
- (15) 学内の警備取締り(他の部課の所掌するものを除く。)に関する事。
- (16) 所属する公印(会計機関の公印を含む。)及び金庫の管守に関する事。
- (17) 計算証明に関する事。

- (18) 運営費交付金、学生納付金、科学研究費補助金、寄附金等の出納に関する
こと。
 - (19) 契約（他の部課の所掌するものを除く。）に関すること。
 - (20) 政府調達事務に関すること。
 - (21) 債権・債務の管理に関すること。
 - (22) 資金の運用に関すること。
 - (23) 旅費、謝金等の支給に関すること。
 - (24) 有価証券に関すること。
 - (25) 物品管理に関すること。
 - (26) 所掌事務の調査統計及び報告に関すること。
 - (27) その他部内他課の所掌に属しないこと。
- （施設課の事務）

第9条 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設に関し、総括し、企画立案し、及び連絡調整すること。
 - (2) キャンパスマスタープランに関すること。
 - (3) 施設の整備、運用管理及び維持保全並びに環境管理（以下「施設整備等」という。）に関すること。
 - (4) 施設整備等に係る予算要求に関すること。
 - (5) 第3号に係る設計、積算、契約及び施工監理並びに検査に関すること。
 - (6) 施設の点検・評価に関すること。
 - (7) 防火及び防災（他の部課の所掌するものを除く。）に関すること。
 - (8) 所属する公印の管守に関すること。
 - (9) 所掌事務の調査統計及び報告に関すること。
 - (10) その他施設整備等に関すること。
- （修学支援課の事務）

第10条 修学支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生に対する修学指導及び教務に関し、総括し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 教務委員会に関すること。
- (3) 教育課程の編成、授業計画及び授業の実施（基盤教育に係るものを除く。）に関すること。
- (4) 単位認定及び単位の互換に関すること。
- (5) 学籍及び学業成績に関すること。
- (6) 学位に関すること。
- (7) 教職課程等に関すること。
- (8) 諸証明の発行に関すること。
- (9) 転部・転科等に関すること。
- (10) 科目等履修生、研究生等に関すること。
- (11) 教務に係る広報活動に関すること。
- (12) 学務部に係る予算及び施設設備等に関すること。
- (13) 所属する公印の管守に関すること。
- (14) FD（ファカルティ・ディベロップメント）に関すること。
- (15) 入学、卒業等に関すること。
- (16) 教職センターに関すること。
- (17) 所掌事務の調査統計及び報告に関すること。
- (18) その他部内他課の所掌に属しないこと。

(学生支援課の事務)

第11条 学生支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の厚生福祉及び保健等に関し、総括し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 学生（留学生を含む。以下この項において同じ。）に対する指導(部内他課の所掌するものを除く。)及び国際交流に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (3) 学務委員会に関すること。
- (4) 学生相談に関すること。
- (5) 課外教育に関すること。
- (6) 学生及び学生団体に対する指導及び助言に関すること。
- (7) 入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関すること。
- (8) 学生の奨学金に関すること。
- (9) 学生の旅客運賃割引に関すること。
- (10) 学生の保健及び衛生に関すること。
- (11) 学生に対する広報活動(部内他課の所掌するものを除く。)に関すること。
- (12) 大学会館、石井会館、学生寮その他の厚生施設に関すること。
- (13) 体育施設及び課外活動施設に関すること。
- (14) 保健管理センターに関すること。
- (15) 厚生事業に関する指導及び助言に関すること。
- (16) 学生のボランティアに関すること。
- (17) 国際交流協定及び大学間交流協定（国際交流に関すること。）に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (18) 留学生の受入れ及び学生の海外留学に関すること。
- (19) 留学生の国際交流に係る計画の企画立案に関すること。
- (20) 留学生の給与及び奨学金に関すること。
- (21) 留学生のチューターに関すること。
- (22) 留学生に係る諸証明に関すること。
- (23) 留学生・国際交流センター及び国際交流会館に関すること。
- (24) 外国人研究者等の受入れに関し、連絡調整すること。
- (25) 所属する公印の管守に関すること。
- (26) 所掌事務の調査統計及び報告に関すること。
- (27) その他学生の厚生福祉等及び国際交流に関すること。

(陽東学務課の事務)

第12条 陽東学務課においては、陽東地区に係る次の事務をつかさどる。

- (1) 教育課程の編成、授業計画及び授業の実施(基盤教育に係るものを除く。)に関すること。
- (2) 単位認定及び単位の互換(基盤教育に係るものを除く。)に関すること。
- (3) 学籍及び学業成績に関すること。
- (4) 学位に関すること。
- (5) 教職課程等に関すること。
- (6) 諸証明の発行に関すること。
- (7) 転部・転科等に関すること。
- (8) 科目等履修生、研究生等に関すること。
- (9) 教務に係る広報活動に関すること。
- (10) 学務部に係る施設設備等に関すること。

- (11) 所属する公印の管守に関する事。
- (12) 入学、卒業等に関する事。
- (13) 所掌事務の統計及び報告に関する事。
- (14) 学生相談に関する事。
- (15) 入学料及び授業料の免除等に関する事。
- (16) 学生の奨学金に関する事。
- (17) 学生の旅客運賃割引に関する事。
- (18) 学生に対する広報活動に関する事。
- (19) 石井会館の運用に関する事。
- (20) 体育施設及び課外活動施設の運用に関する事。
- (21) 学生に対する就職あっせんに関する事。
- (22) 厚生事業に係る指導及び助言に関する事。
- (23) その他教務及び学生支援に関する事。

(学部等連係課程設置準備室の事務)

第13条 学部等連係課程の設置に関する事。

2 所掌事務の統計及び報告に関する事。

(研究協力・産学連携課の事務)

第14条 研究協力・産学連携課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究推進、研究支援及び産学官連携に係る事務に関し、総括し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 研究推進委員会等、研究推進に関する各種委員会に関する事。
- (3) 科学研究費補助金の申請等に関する事。
- (4) 各種学術研究助成金等の申請等に関する事。
- (5) 生命科学実験安全管理及び生命倫理に関する事。
- (6) 組み換えDNA実験に関する事。
- (7) 放射線同位元素の管理及び放射線障害の予防に関する事。
- (8) 共同研究契約、受託研究契約等に関する事。
- (9) その他産学官連携に関する事。
- (10) 寄附金(他の部課の所掌するものを除く。)に関する事。
- (11) 栃木科学・技術シンポジウムに関する事。
- (12) 内地研究員等に関する事。
- (13) 附属図書館の行う事業の企画及びその実施に関する事。
- (14) 附属図書館運営委員会に関する事。
- (15) その他附属図書館の運営に関する事。
- (16) 学術情報室に関する事。
- (17) 情報化に係る企画、立案及び指導等に関する事。
- (18) 情報戦略会議に関する事。
- (19) 情報化に係るコンピュータの利用等に関する事。
- (20) 情報セキュリティポリシーに関する事。
- (21) 情報セキュリティインシデント緊急対応チーム(uuISIRT)に関する事。
- (22) その他総合メディア基盤センターの運営及び本学の情報化に関する事。
- (23) 所属する公印の管守に関する事。
- (24) 所掌事務の調査統計及び報告に関する事。
- (25) その他部内他課の所掌に属しないこと。

第5章の2 推進支援室

(研究推進支援室)

第15条 研究推進支援室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究推進機構に関し、統括し、企画立案し、及び連絡調整すること。
 - (2) 雑草管理教育研究センター、バイオサイエンス教育研究センター、オプティクス教育研究センター、ロボティクス・工農技術研究所及び機器分析センターに関すること。
 - (3) 所属する公印の管守に関すること。
 - (4) 所属事務の調査統計及び報告に関すること。
 - (5) その他研究推進に関すること。
- (大学教育推進支援室)

第16条 大学教育推進支援室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学教育推進機構に関し、統括し、企画立案し、及び連絡調整すること。
 - (2) 基盤教育に係る教育課程の編成、授業計画及び授業の実施に関すること。
 - (3) 基盤教育に係る単位認定及び単位の互換に関すること。
 - (4) 基盤教育に係る修学指導に関すること。
 - (5) 基盤教育運営会議及び基盤教育企画委員会に関すること。
 - (6) 基盤教育センターに関すること。
 - (7) 教学マネジメントに関すること。
 - (8) 学生の進路に関すること。
 - (9) インターンシップ(受入れを除く。)に関すること。
 - (10) 宇都宮大学就職紹介業務運営規程に定める職業紹介業務に関すること。
 - (11) 就職先の開拓及び求人相談に関すること。
 - (12) 就職・キャリア支援センターに関すること。
 - (13) 所属する公印の管守に関すること。
 - (14) その他基盤教育及び就職支援に関すること。
- (地域創生推進支援室)

第17条 地域創生推進支援室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域創生推進機構に関し、統括し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 社会共創促進センター、宇大アカデミー及びイノベーション支援センターに関すること。
- (3) 大学コンソーシアムとちぎに関すること。
- (4) 国立大学法人宇都宮大学「峰が丘地域貢献ファンド」に関し、総括し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (5) 知的財産に関すること。
- (6) 安全保障輸出管理に関すること。
- (7) 生物多様性条約と名古屋議定書に関すること。
- (8) 利益相反マネジメントに関すること。
- (9) 所属する公印の管守に関すること。
- (10) 所属事務の調査統計及び報告に関すること。
- (11) その他地域創生推進に関すること。

第6章 キャンパス事務部

(峰キャンパス事務部)

第18条 峰キャンパス事務部においては、国際学部、共同教育学部、農学部及び地域創生科学研究科に関する次の事務をつかさどる。

- (1) 庶務及び人事に関すること。
- (2) 会計に関すること。
- (3) 施設に関すること。

- (4) 諸会議に関すること。
- (5) 共同教育学部附属学校に関すること。
- (6) 学部附属施設に関すること。
- (7) 大学院教育学研究科に関すること。
- (8) 東京農工大学大学院連合農学研究科に関すること。
- (9) 所属する公印の管守に関すること。
- (10) その他学部及び研究科の運営に関すること。

(陽東キャンパス事務部)

第19条 陽東キャンパス事務部においては、地域デザイン科学部及び工学部に関する次の事務をつかさどる。

- (1) 庶務及び人事に関すること。
- (2) 会計に関すること。
- (3) 施設に関すること。
- (4) 諸会議に関すること。
- (5) 陽東地区の警備に関すること。
- (6) 学部附属施設に関すること。
- (7) 所属する公印の管守に関すること。
- (8) その他学部の運営に関すること。

第7章 センター事務室

(アドミッションセンター事務室)

第20条 アドミッションセンター事務室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜(大学院(他の部、課又は室の所掌するものを除く。))を含む。以下同じ。)に関し、統括し、及び連絡調整すること。
- (2) アドミッションセンターに関すること。
- (3) 入学者選抜に係る広報及び入学試験に関すること。
- (4) 入学者選抜方法の改善に関すること。
- (5) 大学入学共通テストに関すること。
- (6) 所掌事務の調査統計及び報告に関すること。
- (7) その他入学者選抜に関すること。

第8章 事務分掌

(事務分掌細則)

第21条 各課、各室、各キャンパス事務部及びセンター事務室の事務分掌については、別に学長が「事務分掌細則」を定める。

第9章 職員組織

(事務総括)

第22条 事務総括担当理事は、学長の監督の下、事務組織の事務を総合調整し、事務組織として横断的に連携させることとする。

(部長等)

第23条 総務部、財務部、学務部及び学術研究部に、それぞれの業務を担当する理事の監督の下に各部の事務を掌理するため、部長を置く。

2 部長は、それぞれ上司の命を受け、部の事務を処理する。

(課長等)

第24条 前条第1項に規定する各部の各課に課長を置く。

2 課長は、それぞれ上司の命を受け、課の事務を処理する。

3 戦略企画室に室長を置き、学長の命を受け、戦略企画室の事務を処理する。

- 4 各推進支援室に室長を置き、機構長の命を受け、各推進支援室の事務を処理する。
- 5 各センター事務室に、室長を置き、担当理事の命を受け、センター事務室の事務を処理する。

(事務長)

第25条 各キャンパス事務部に、それぞれ事務長を置く。

- 2 事務長は、それぞれ学部長又は研究科長の命を受け、事務部の事務を処理する。

第25条の2 削除

(課長補佐等)

第26条 各課、各室、各キャンパス事務部及び各センター事務室に、それぞれ課長補佐、室長補佐又は事務長補佐を置くことができる。

- 2 課長補佐、室長補佐及び事務長補佐は、それぞれ課長、室長又は事務長の職務を補佐し、課、室又は事務部の事務を処理する。
- 3 監査室に監査室長を置き、内部監査に関しては学長、監事監査に関しては監事の命を受け、監査室の事務を処理する。
- 4 広報室に室長を置き、担当理事の命を受け、広報室の事務を処理する。
- 5 経理調達室に室長を置き、上司の命を受け、経理調達室の事務を処理する。
- 6 留学生・国際交流室に室長を置き、上司の命を受け、留学生・国際交流室の事務を処理する。
- 7 学部等連係課程設置準備室に室長を置き、上司の命を受け、学部等連係課程設置準備室の事務を処理する。
- 8 学術情報室に室長を置き、上司の命を受け、学術情報室の事務を処理する。
- 9 総合メディア基盤室に室長を置き、上司の命を受け、総合メディア基盤室の事務を処理する。

(専門員等)

第27条 各課、各室、各キャンパス事務部及びセンター事務室に専門員及び専門職員を置くことができる。

- 2 専門員は、上司の命を受け、それぞれ特に高度な専門的知識を必要とする特定の分野の事務を処理する。
- 3 専門職員は、上司の命を受け、それぞれ高度な専門的知識を必要とする特定の分野の事務を処理する。

(係長)

第28条 各課、各室、各キャンパス事務部及び各センター事務室に係長を置く。

- 2 係長は、上司の命を受け、それぞれ係の事務を処理する。

(主任)

第29条 各係に主任を置くことができる。

- 2 主任は、上司の命を受け、それぞれ係の特定の事務を処理する。

(係員)

第30条 各係に係員を置く。

- 2 係員は、上司の命を受け、それぞれ係の事務に従事する。

附 則

- 1 この規程は、昭和41年8月1日から施行する。
- 2 宇都宮大学事務組織規程(昭和32年規程第6号)は、これを廃止する。

中略

附 則(平6 規程第22号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平6 規程第80号)

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平6 規程第85号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平7 規程第12号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平8 規程第5号)

この規程は、平成8年5月11日から施行する。

附 則(平8 規程第24号)

この規程は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平8 規程第34号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平10 規程第6号)

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平10 規程第43号)

この規程は、平成11年1月13日から施行する。

附 則(平11 規程第1号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平11 規程第59号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平12 規程第65号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平13 規程第35号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平14 規程第10号)

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平16 規程第66号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平17 規程第42号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平17 規程第52号)

この規程は、平成17年5月31日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平17 規程第69号)

この規程は、平成17年11月10日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則(平18 規程第6号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平18 規程第51号)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平18 規程第78号)

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平18 規程第84号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平19 規程第38号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平20 規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第14条第10号の改正規定は、平成20年3月25日から施行する。

附 則(平21 規程第17号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平22 規程第8号)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人宇都宮大学企画広報室規程(平成20年規程第16号)及び国立大学法人宇都宮大学監査室規程(平成17年規程第12号)は廃止する。

附 則(平22 規程第102号)

この規程は、平成22年11月22日から施行する。

附 則(平23 規程第24号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平24 規程第22号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平24 規程第42号)

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平25 規程第35号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平25 規程第44号)

この規程は、平成25年5月20日から施行する。

附 則(平26 規程第23号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平27 規程第47号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平28 規程第8号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平29 規程第10号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年 規程第39号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年 規程第16号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年 規程第28号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年 規程第71号)

- 1 この規程は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 共同教育学部事務部は、改正後の第13条及び第28条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までの間、存続するものとする。

附 則(令和2年 規程第102号)

この規程は、令和2年12月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年 規程第21号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年 規程第37号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

○宇都宮大学学務委員会規程

(平成18 規程第10号)

改正	平成18 規程第78号	平成20 規程第34号
	平成22 規程第39号	平成24 規程第6号
	平成24 規程第20号	平成28 規程第29号
	平成28 規程第88号	平成29 規程第32号
	平成31年 規程第43号	和2年 規程第64号
	和3年 規程第75号	和4年 規程第56号

(設置)

第1条 宇都宮大学(以下「本学」という。)に、学生の厚生及び生活上の支援を円滑に行うため、並びに保健管理センターの管理運営について審議するため、宇都宮大学学務委員会(以下「委員会」という。)を置く

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の生活上の支援、指導及び相談に関すること。
- (2) 課外活動に関すること。
- (3) 入学料、授業料及び寄宿料の免除に関すること。
- (4) 奨学金に関すること。(留学生に関することを除く。)
- (5) 学生の福利厚生に関すること。
- (6) 学生表彰に関すること。
- (7) 保健管理センターの管理運営(教員人事を除く。)及び年間事業計画に関すること。
- (8) その他学生の生活及び就職に関すること。

(組織及び運営)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名した者 1名
 - (2) 保健管理センター所長
 - (3) 就職・キャリア支援センターの責任教員 1名
 - (4) 各学部から選出された教員 各2名
 - (5) 地域創生科学研究科から選出された教員 1名
 - (6) 留学生・国際交流センターから選出された教員 1名
 - (7) 学務部長
 - (8) その他委員会が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第3号、第4号、第5号、第6号及び第8号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第4号、第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項第8号の委員の任期は、委員会がその都度定める。
- 第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の者をもって充てる。
- 2 委員会に副委員長を置き、あらかじめ委員長の指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、学務部学生支援課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後第3条第1項第5号の規定により最初に各学部から選出された委員のうち1名の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則(平成18 規程第78号)

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成20 規程第34号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22 規程第39号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24 規程第6号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24 規程第20号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28 規程第29号)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、第3条第1項第5号の規定により、最初に地域デザイン科学部から選出された委員のうち1名の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則(平成28 規程第88号)

この規程は、平成28年4月20日から施行する。

附 則(平成29 規程第32号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年 規程第43号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年 規程第64号)

1 この規程は、令和2年7月14日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

- 2 この規程の施行後、最初に地域創生科学研究科から選出された委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則(令和3年 規程第75号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年 規程第56号)

この規程は、令和4年4月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

○国立大学法人宇都宮大学評価規程

(令和4年 規程第19号)

改正 令和4年 規程第58号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学(以下「本学」という。)が、宇都宮大学学則第1条の2及び宇都宮大学大学院学則第3条の規定に基づき実施する点検・評価及びその他の点検・評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「大学評価」とは、次の各号に掲げる評価の総称とする。

- (1) 法人評価 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第31条の2第1項各号で規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価
- (2) 認証評価 学校教育法第109条第2項及び第3項に規定する認証評価機関による評価
- (3) 外部評価 本学が自ら行った点検・評価の結果について、学外者(第5条第1項で規定する法人評価委員会、及び第6条で規定する認証評価機関を除く。)が行う検証・評価
- (4) 教育研究等評価 学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第1項の規定により、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について本学が自ら行う点検及び評価

(点検・評価委員会の設置)

第3条 本学に、大学評価を実施するため宇都宮大学点検・評価委員会(以下「点検・評価委員会」という。)を置く。

2 点検・評価委員会に関し必要な事項は別に定める。

(学部等の点検・評価委員会)

第4条 各学部、研究科(以下「学部等」という。)ごとに、学部等における自己点検・評価を実施するため、学部等点検・評価委員会(これに相当する組織を含む。以下同じ。)を置く。

2 学部等の点検・評価委員会に関し必要な事項は、学部等において別に定める。

(法人評価)

第5条 法人評価は、国立大学法人法及び国立大学法人評価委員会が定める実施方針等に従い受審の手続きを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、中期目標の期間における中期計画の各年度の進捗状況について、毎年度自己点検・評価を実施するものとする。

(認証評価)

第6条 認証評価は、学校教育法及び認証評価機関が定める実施方針等に従い受審の手続きを行うものとする。

(外部評価)

第7条 外部評価は、次の各号に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 第8条により実施した自己点検・評価の結果、学長が外部評価を実施する必要があると認めたとき
 - (2) 第5条第2項による自己点検・評価実施の都度
 - (3) 学部等の教育・研究の状況について、学長が外部評価を実施する必要があると認めたとき
- 2 学長は、外部評価を実施したときは、その結果を公表するものとする。

(教育研究等評価)

第8条 教育研究等評価は、学校教育法の定めに従い実施するものとする。

2 教育研究等評価は、定期的に実施するものとし、実施時期については、点検・評価委員会の議を経て学長が定める。

3 学長は、教育研究等評価を実施したときは、その結果を公表するものとする。
(評価結果への対応)

第9条 学長は、大学評価の結果、改善が必要と認められるものについては、点検・評価委員会から提言のあった改善方策を踏まえ、関係組織に改善を指示するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、大学評価に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 国立大学法人宇都宮大学評価規程(平成18 規程第22号)、宇都宮大学施設設備環境点検・評価委員会内規及び宇都宮大学全学共用教育研究スペースの運用に関する申合せは廃止する。

附 則(令和4年 規程第58号)

この規程は、令和4年6月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

○宇都宮大学就職・キャリア支援センター規程

(令和3年 規程第30号)

(趣旨)

第1条 宇都宮大学大学教育推進機構規程第3条第2項の規定に基づき、宇都宮大学就職・キャリア支援センター(以下「就職・キャリア支援センター」という。)の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 就職・キャリア支援センターは、学生の就職活動及びキャリア形成を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 就職・キャリア支援センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 就職活動支援及びキャリア形成支援に関すること。
- (2) 進路・就職相談に関すること。
- (3) インターンシップに関すること。
- (4) 宇都宮大学職業紹介業務運営規程に定める職業紹介業務に関すること。
- (5) 就職先の開拓及び求人相談に関すること。

(組織)

第4条 就職・キャリア支援センターに、次の者を置く。

- (1) センター長
- (2) ディレクター
- (3) 責任教員

2 前項各号に掲げる者のほか、その他センター長が必要と認める者を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の役職員から、学長が指名する者をもって充てる。

2 センター長は、就職・キャリア支援センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ディレクター)

第6条 ディレクターは、責任教員のうちから、センター長が指名する者をもって充てる。

(責任教員)

第7条 責任教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 就職・キャリア支援センターに関する事務は、大学教育推進支援室が処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、就職・キャリア支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。

2 宇都宮大学キャリア教育・就職支援センター規程（平成18年規程第76号）は廃止する。

○宇都宮大学就職・キャリア支援委員会規程

(令和3年 規程第31号)
改 令和4年 規程第68号

(設置)

第1条 宇都宮大学(以下「本学」という。)に、学生に対する就職活動支援並びにキャリア形成支援を充実させるため、就職・キャリア支援センターの管理運営について審議するため、宇都宮大学就職・キャリア支援委員会(以下「委員会」という。)を置く

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。ただし、就職・キャリア支援センターの教員人事にかかる審議は、宇都宮大学戦略企画本部会議が行う。

- (1) 就職活動支援及びキャリア形成支援に関する事。
- (2) 進路・就職相談に関する事。
- (3) インターンシップに関する事。
- (4) 宇都宮大学職業紹介業務運営規程に定める職業紹介業務に関する事。
- (5) 就職先の開拓及び求人相談に関する事。
- (6) その他就職・キャリア形成支援に関する事。

(組織及び運営)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 理事又は副学長のうち学長が指名した者 1 名
 - (2) 就職・キャリア支援センターの責任教員 1 名
 - (3) 各学部から選出された委員 1 名
 - (4) 地域創生科学研究科から選出された委員 1 名
 - (5) 学務部長
 - (6) その他委員会が必要と認めた者 若干名
- 2 第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第6号の委員の任期は、委員会がその都度定める。

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の者をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、あらかじめ委員長の指名する委員をもって充てる。

3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、大学教育推進支援室において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年 規程第68号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。